『ＪＣ宣言』

日本の青年会議所は

混沌という未知の可能性を切り拓き

個人の自立性と社会の公共性が

生き生きと協和する

確かな時代を築くために

率先して行動することを宣言する

綱　領

われわれ JAYCEE は

社会的・国家的・国際的な責任を自覚し

志を同じうする者、相集い、力を合わせ

青年としての英知と勇気と情熱をもって

明るい豊かな社会を築き上げよう

The Creed of Junior Chamber International

We Believe:
That faith in God gives meaning and purpose to human life;
That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;
That economic justice can best be won by free men through free enterprise;
That government should be of laws rather than of men;
That earth´s great treasure lies in human personality;and
That service to humanity is the best work of life.

JCI 綱領

我々はかく信じる：
「信仰は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家の主権を超越し
正しい経済の発展は
自由経済社会を通じて最もよく達成され
政治は人によって左右されず法によって
運営されるべきものであり
人間の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最善の仕事である」

JC 三信条

1. 個人の修練
2. 社会への奉仕
3. 世界との友情

〈2011年度 日本ＪＣスローガン〉

徳溢れる心が未来をつくる
ともに歩もう　新たなる飛躍へ！

〈2011年度 糸魚川ＪＣスローガン〉

道

～踏み出せば その一足が自己を高め 輝く明日を創る～

目　　次

◆糸魚川ＪＣの概要 …… 1
◆糸魚川ＪＣ歴代理事長 …… 1
◆理事長所信 …… 3
◆副理事長所感、専務理事 …… 9
◆委員会方針 …… 14
◆2011年度予算書 …… 19
◆会員名簿 …… 21
◆出向者名簿 …… 32
◆2011年度新潟ブロック協議会
　会員会議所事務局一覧表 …… 33
◆日本ＪＣ・新潟ブロック事務局 …… 34
◆姉妹ＪＣ・近隣LOM …… 34
◆名誉会員名簿 …… 35
◆特別会員名簿 …… 35
◆定款及び諸規定 …… 47
◆災害時における救援相互運営規程 …… 77
◆災害対策本部運用細則 …… 83
◆会員のために …… 95

社団法人糸魚川青年会議所の概要

◇創　立　　1967年10月23日
　　日本JC認証番号No.362
◇スポンサーＪＣ　㈳長岡青年会議所
◇法人格取得　　1990年12月
◇事務局　　〒941-8601 糸魚川市寺町2丁目8番16号　　糸魚川商工会議所内
　　TEL.025(552)9343

㈳糸魚川青年会議所歴代理事長

初代	1967年	木島　長右エ門
	1968年	
２代	1969年	松　田　護　夫
３代	1970年	金　子　富　治
４代	1971年	砂　山　　愈
５代	1972年	中　島　恒　夫
６代	1973年	安　田　久　夫
７代	1974年	猪　又　真　澄
８代	1975年	相　馬　宏　一
９代	1976年	小　川　豊　嗣
10代	1977年	池　原　誠　一
11代	1978年	高　尾　　弘
12代	1979年	猪　又　勝　治
13代	1980年	井　伊　光　紘
14代	1981年	山　下　建　夫
15代	1982年	田　辺　誠一郎
16代	1983年	石　塚　　要
17代	1984年	綱　島　　章
18代	1985年	田　辺　栄　三
19代	1986年	岩　崎　和　夫
20代	1987年	山　岸　　博
21代	1988年	山　澤　賢　治
22代	1989年	丸　山　貞　栄
23代	1990年	田　原　　清
24代	1991年	山　岸　美　隆
25代	1992年	大久保　峰　生
26代	1993年	松　尾　徹　郎
27代	1994年	後　藤　幸　洋
28代	1995年	平　沢　正　人

29代	1996年	高橋秀之
30代	1997年	鈴木秀城

㈳奴奈川青年会議所へ改名

31代	1998年	歌川多喜司
32代	1999年	永江善昭
33代	2000年	永野正司
34代	2001年	広瀬正樹
35代	2002年	金子靖
36代	2003年	高瀬吉洋
37代	2004年	月岡浩徳
38代	2005年	倉又等
39代	2006年	岡澤豊
40代	2007年	熊倉登
41代	2008年	安田貴志
42代	2009年	加藤康太郎

㈳糸魚川青年会議所へ改名

43代	2010年	猪又直登

理事長所信

2011年度　理事長

藤 巻　道 隆

道 ～踏み出せば その一足が自己を高め　輝く明日を創る～

【はじめに】

青年会議所に入会した動機は人それぞれかと思いますが、自分の場合は仕事の取引先でもある先輩から誘われ、何も分からないまま軽い気持ちで入会をしたように記憶しています。一つの事業を実施するにあたり、真剣に想いをぶつけあい、時には喧嘩寸前の激しいやりとりを目の当たりにして、軽い気持ちで入会を決意したことを恥じると共に、「自分の住むまちは自分達の手で創っていくんだ」という郷土を愛する情熱に感銘を受けたのを覚えています。また、入会した当時「ちょっと無理して」というキーワードを度々耳にしておりました。何事も参加してみなければ分からない、という意味合いで用いられていたと思いますが、様々な事業への参加要請や、事業構築のための作業割振りに対しても「ハイ喜んで！」という姿勢で、可能な限り積極的に参加・参画して参りました。そうした様々な経験、体験を通じて、自分の知識、見聞を広げると共に、同世代にも関わらず、しっかりとした信念を持ち行動する姿勢に、大いなる刺激を受け、自身の考えの浅はかさ、未熟さに気付かされました。会社でも自分のことを叱ってくれる人はほとんどいない現状で、青年会議所の活動においては、自身の成長を願い、愛情を持って、厳しく叱ってくれる先輩や仲間がいます。会社では教えてもらえないことを教えてくれたのがＪＣでした。今の自分があるのも、そうした先輩や仲間達の支えのお陰であり、自己の成長の場を与えて頂いた青年会議所に感謝しております。

「社団法人糸魚川青年会議所第４４代理事長」を務めるにあたり、自分を育ててくれた恩返しの気持ちを忘れず、これまでのＪＣ運動で学び得た経験から、「まちづくりは人づくりから」を基本理念とし、自分達のまちに興味・関心を持ち、まちを誇りに感じ、自らが一歩踏み出し参画しようとする人が増えること、そして将来の地域を担う子供達の豊かな人間性を育むことで、輝く糸魚川の実現を目指して参ります。

【未来の心を育む道】

この地域でも、不審者情報のメールが届くなどして、子供だけでは安心して外で遊ばせられないという親の意識が強くなってきていることや、核家族の増加、少子化の影響により、私の子供の頃に比べると、外で遊んでいる子供達を見かけなくなりました。私が小学生の頃は、近くのグラウンドに行けば誰かしら仲間がいて、自分達なりのルールのもとで、上級生や下級生と一緒になって遊んでいたのを思い出します。そうした子供同士の遊びを通じて、互いに競い合い、励ましあいながら、学び得るものが多く、今の自分自身の糧になっています。時代や環境が変わったとしても、こうした経験や体験が多いほど子供達は豊かに成長できるのではないでしょうか。

子供同士が集い、体を動かし、触れ合い、楽しみながら、物事に果敢にチャレンジする気持ち、仲間を思いやる心、そして様々なことに感謝する心といった一人遊びでは学べない「豊かな心」を育む機会の提供をしていきたいと考えます。そうした子供の頃の経験や体験によって、豊かな人間性を身につけ、やがては将来を担う地域のリーダーとして育っていくことを願います。

【かっこいい大人道】

毎日のように青少年の関与する痛ましいニュースが流れている現代。こうした背景には、子供達だけの問題ではなく、「子供は社会を映す鏡である」「親の背中を見て子は育つ」という言葉があるように、親や大人の普段からの子供への接し方が、大きな影響を与えているはずです。将来を担う地域の子供達の健全な心を育むのは、我々親世代である大人の責任です。そんな責任ある大人の背中を子供達に示せているでしょうか？将来に希望の持てる生き方を自らが示せているでしょうか？

まずは、地域の親世代である大人が、子供達に与える影響に気付き、普段の生活においての自身の行動や言動を振り返り、率先して襟を正していく必要があると考えます。その姿を見た子供達は、きっと「お父さんお母さんのようになりたい」と思うようになるはずです。

「人事ではない」「このままじゃいけない」と己を律する心を、自らの行動や言動で示すことができる地域の大人が増えていくこと、即ち“かっこいい大人”が一人でも多く増えることによって、地域の宝ともいうべき将来を担う子供達の健全な心が育まれることに繋がると信じています。

【地域の誇り意識醸成への道】

糸魚川の魅力は何でしょうか？一昨年認定された日本初の世界ジオパークは勿論のこと、仕事帰りでも気軽に立ち寄れる温泉があること。そして四季折々、様々な旬な野菜や新鮮な魚を食べることができ、旨いお酒が飲めること。自分にとって、このまちには数多くの魅力が溢れていて、どれも誇りに感じるものばかりです。

これまでの我々の活動があって、青年会議所が注目され始めた今だからこそ、これからの活動に対し、更に共感を得られる絶好のチャンスだと考えます。３年後の２０１４年末には北陸新幹線が開通し、日本海に一番近い駅として首都圏より多くの人に訪れてもらうことが期待されています。その中で、このまちに暮らす一人ひとりが“郷土＝糸魚川”の魅力を誇りに思う「糸魚川ファン」になること、そして主役となって参加・参画しようとする意識を高めることが、我々の目指すべきところだと考えます。特に将来の糸魚川を支えていく存在である若い世代にこそ強く訴えていかなければなりません。

今年度は、地域で活躍する団体と連携を図り、若い世代を巻き込んで、共に地域の魅力を発信し活動することで「自分の住むまちは自分達でつくる」という意識を醸成することが重要です。一人でも多くの人が、まちのことを考え一歩踏み出してくれることが、輝く糸魚川の実現に繋がるものと信じ活動して参ります。

【会員資質向上への道】

ＪＣに入会した動機はそれぞれであっても、入会した以上は、様々な活動を通して、互いに切磋琢磨し、自らを磨き続け、メンバーの企業人として、また一人の人間としての資質を高めていくことが必要です。そのことが、企業を発展させ、家族を幸せにし、活力ある青年会議所を生み、地域社会に貢献する、全ての源になるものだと思います。

現在、社団法人糸魚川青年会議所においては、メンバーの多くが非常にアクティブに活動を行っており、大変素晴らしい組織であると感じています。しかし全員が意義を理解して参加できていない現状があるのも事実です。そこで本年度は、メンバー自らが、自己を成長させていくことの必要性を感じ、具体的な目標を設定する機会を提供することから、自分自身に何が足りないのか気付き、勇気を持って一歩前に踏み出し積極果敢に行動し自ら向上しようという気概、「進取の精神」の醸成を図って参ります。

深刻な経済状況の中、多くの貴重な時間とお金を費やしＪＣ運動をしていることを実感し、支えとなる全ての人に感謝の念を持ち、

率先して行動しようとする会員の資質を高めることが、やがては地域から必要とされる将来を担うリーダーとしての人財育成に繋がると考えます。

【会員拡大実践への道】

ＪＣに入会したからこそ、多くの素晴らしい仲間ができ自己を高めることができたと胸を張って言える組織にしていかなければなりません。そのためにも我々メンバー一人ひとりが、多少の困難や壁にぶつかった時でも、落ち込んだ暗い表情をするのではなく、歯を食いしばって、明るく元気な表情で活動していかなければ、地域からの信頼は得られないと考えます。昨年度猪又理事長の下、３０名もの新しい仲間が加わったことは、メンバー一人ひとりが「やれば必ずできる」という強い信念を持って、会員の拡大活動を行った結果であると考えます。今年度も引続き会員拡大の必要性をメンバー全員が理解し、経験年数を問わず誰しもが、ＪＣの魅力を自らの言葉で活き活きと語れる存在となるよう切磋琢磨し続けていくことが必要です。今年度、会が更なる輝きを増す一歩として１７名の会員拡大を目指します。新しい仲間達と共に、大いにこのまちの夢や未来を語り、明るい豊かなまちを創造していきたいと考えます。

【公益法人制度申請】

２００８年１２月１日より公益法人制度改正が施行されてから、様々な勉強会を通じ議論を重ね、２００９年８月臨時総会において、公益法人格取得の決議が採択されました。昨年度、公益法人格の取得に向けたステップとして定款の見直しを行って参りました。今年度は２０１２年度より公益社団法人として始動できるように申請作業を実施します。また新制度に対応した様々な書式や会計基準の見直し､改定を行い､次年度以降公益社団法人としてスムーズにスタートできるように準備を進めていきたいと考えます。ただし重要なのは、公益法人格取得審査に向けたテクニック論的な視点や発想を高めることよりも、これまでと変わらず、我々青年会議所の基本理念である「明るい豊かな社会を築き上げる」ことに基づき活動していくということを忘れてはいけません。こうした青年会議所の理念や存在価値をメンバー全員が十分に理解した上で、より一層地域に貢献し、公益に寄与できる存在として組織の進化を図って参ります。

【ブロック野球・ソフトボール大会主管】

２００４年新潟ブロック会員大会、２００５年新潟ブロック野球大会を主管させて頂きました。共に県内各地の会員会議所をキャラバンに廻り、沢山の汗をかきました。そうした新潟ブロック協議会の事業を経験したことのないメンバーが、増えてきたこともあり、新潟ブロック協議会への参加参画意識に対する温度差があると感じています。他地域のメンバーとの交流は、自身の視野や見識を広めると共に、かけがえの無い人脈を創るチャンスでもあります。本年度は他流試合の一環として、新潟ブロックスポーツ交流事業のひとつでもある野球・ソフトボール大会を主管させて頂きます。他地域メンバーを迎えるホスピタリティーの精神を学ぶ場として、野球・ソフトボールというスポーツを通じて交流を深める場として、そして「糸魚川」の魅力を発信する機会となるような設えをさせて頂きたいと考えます。

【結びに】

社団法人糸魚川青年会議所は４３年の永きに渡り、先輩諸兄が「明るい豊かな社会の実現」を目指し努力され、今日まで輝かしい事業の成果を築いてこられました。我々は、そうした先輩諸兄のこれまでの努力に敬意を表し、感謝の念を忘れずに、歩みを止めることなく新たな一歩を踏み出していかなければなりません。ＪＣという団体は地域の人にわくわくするような夢と感動を与える団体でなければならないと考えます。そのために我々は、地域に暮らす若い世代の代表として、一人ひとりが自信と誇りをもって愛する郷土「糸魚川」の魅力を語り、大いにこのまちの夢を語れる存在になることが必要です。できない理由や言い訳を探すことから、まずは自分ができる“一歩”を踏み出し行動していきましょう！それが自己を高めるチャンスになるはずです！

＜基本方針＞

1．子供達が、楽しみながら、体を動かし「豊かな心」を育むことができる機会を提供する
2．“かっこいい大人”の在り方を考え、地域に暮らす大人達に意識醸成を図る
3．地域団体との連携による若い世代の「糸魚川ファン」づくりに取組む
4．会員の「進取の精神」意識の醸成を図り、リーダーに必要な資質の向上に繋げる

5．組織の強化に繋がる１７名の会員拡大を目指すと共にメンバーの定着を図る
6．「公益社団法人」認定に向けた各種書式、会計基準の見直しと申請作業の実施
7．新潟ブロック協議会交流スポーツ事業の主管

所感

副理事長兼
総務企画室室長

井伊　一道

私たちＪＣはいろいろな業種、役職、立場、環境に置かれているメンバーで構成されている組織であります。だからこそ、現実の問題、課題を受け止め、明るい豊かな社会のために理想を語り、それに向かい行動しなければなりません。不況だからと嘆いているばかりでは、自分自身の成長はもちろん地域の活性化にもなりません。ＪＣに入会したからには、今まで味わえなかったことに挑戦すべきであり、またその経験は必ず自分の成長に繋がると信じ、仲間と切磋琢磨し続けなければなりません。そして、自己を高め活き活きと表現する姿は、新しい仲間になるであろう人の心に必ず響くと信じています。自分自身はもちろんまだ見ぬ仲間と共に青年としての英知と勇気と情熱を持って、挑戦し続けなければ明るい豊かな社会は見えてこないのです。

情報化社会の発展に伴い急速な時代の変化と共に活動していく私たち。常に明るい未来を創造し、この地域の未来を担うリーダーとして活躍する人材でなければなりません。そのためにも己を知り、自分に何が足りないかと危機意識を持ち、弱音を吐かず挑戦していく心を身につける必要があると感じます。「自分に関係ないから知らなくてもいいわ」と考える前に、まずは“一歩”を踏み出し挑戦してみて、見方も変えていかに活用するか、自分のものにするかを考えてみましょう。そこから生まれてくるアイデアは無限の可能性を秘めているのです。

私たちはＪＡＹＣＥＥであると共に一社会人です。今青年期という貴重な時間をＪＣ運動に費やしているのです。それと同時にＪＣ運動で学んだことを会社、家庭、地域そして仲間に還元していくことも求められているのです。一人ひとり違った環境の中、仲間と切磋琢磨しつつ成長し、自信と誇りを持って自ら率先してＪＣ運動をする輝く姿を見せてこそ、地域の人にわくわくするような夢と感動を与える団体だと思います。ＪＣ運動を通して、自分自身が参加、参画して体感することにより、得るものはもちろん、得ようとする心も必要と感じます。まずはメンバー自らがＪＣ運動をすることが楽しい、わくわくするような環境を創りだすのも総務としての役割と感じます。

踏み出せば、その一足が道となります。道を切り開くのは、自分自身であると感じ、一年間精進して参ります。

所感

副理事長兼
輝く「心」創造室室長

小川　節雄

外で思いっきり体を動かし遊んでもらいたい。私が自分の子どもに今一番望んでいることです。神社の裏山での探検ごっこや秘密基地づくり、近くの公園や空き地での野球や缶けり・・・。私の子どもの頃は、とにかく近所の友達と毎日そうやって遊ぶことが楽しみでした。振り返ってみるとこうした中から、勇気や好奇心、想像力、人との関わり方など、成長していく上で大切なことを自然と身に付けてきたのだと実感しています。ただ、昔に比べると、今の時代は子どもを取り巻く環境が変化しています。遊び方に関しても、世論調査では２０年前と比較してゲームやパソコン、マンガなどの室内遊びが増えて、外遊びやスポーツに費やす時間が減少しているという結果が出ています。自分の子どもを見ても、私達の小さい頃のような体験があまり出来ていないと感じています。もちろん都会に比べれば、今でも糸魚川の子ども達はのびのび育っているのかもしれません。だからこそ、この糸魚川の子ども達の心がもっと豊かになれば、糸魚川の未来はもっと輝くものになるはずです。

その子ども達の身近なお手本になるのは、やはりいつの時代でも地域の大人です。

２００８年度、当ＬＯＭでは我々大人達が、日々の行動を振り返り、意識を変え「己の美学」に基づいて行動すること、そしてその姿を見せていくことで子ども達の健全な心の成長に繋げようという、「大人が変われば子供も変わる」キャンペーンを行いました。当時入会したての私にとって、印象深い事業であったと共に、一社会人または親としても非常に考えさせられたことを覚えています。その時お呼びした講師の言葉に「私恥」というものがありました。他人の目ではなく、自分自身に対して恥ずかしいと思う気持ちを持ちなさい、という意味だったと記憶しています。人は誰しもが「面倒なことはしたくない･楽をしたい」といった弱い心を持っています。そして様々な「やらない（できない）理由」を探します。しかしそんな一見筋の通った「言い訳」をする大人は「かっこいい大人」と言えるでしょうか。その弱さを自覚しながらも、そこに流されずに己を律し、前向きに踏み出そうとする姿勢こそ、子ども達に見せるべき大人の背中だと私は考えます。

藤巻理事長の下、輝く「心」創造室は、未来を担う「子ども達」、その手本となるべき「大人達」へ向けた魅力ある事業を展開していきます。皆様のお力添えのほど、よろしくお願いいたします。

所感

副理事長兼
地域の「誇り」推進室室長
恩田　大士

糸魚川に生まれ育ち今年で３３年になります。中山間地に生まれ山の恵み・自然に触れながら生活してきました。生後１０年、海岸に近い地域に生活拠点を移し、これまでとは対照的に、海の自然に触れたくさんの恵みを感じ、遊びを覚えて今日に至ります。同じ糸魚川にいながらにして、こんなに近くに山・海の恵みを感じこれまで生活できてきたことは、私にとっての財産です。現在でも山での山菜採り・キノコ採り・雪山遊び・海での釣り・海水浴と糸魚川ならではの自然に触れる生活を送っています。私はこの大好きな糸魚川に生まれたことを誇りに思い日々生活しています。

現在５万人弱の糸魚川市民は「郷土」糸魚川をどのように感じているでしょうか。地域に暮らすどれだけの人が糸魚川を誇りに感じているでしょうか。自ら壁を作ったり、限界を感じたりしている人も多いのではないでしょうか。一足を踏み出し参加・参画できる市民が増えてこそ、このまちはもっと輝くはずです。

【まちづくりは人づくりから】

この地域を形成し、糸魚川にある数多くの魅力を活かし誇りに思うのは、紛れもなく私たち市民です。より多くの市民が自らの地域を誇れるようでなければ地域の活性化はあり得ません。

【糸魚川の「ファン」の増加】

自らが糸魚川の「ファン」になり糸魚川を応援する気持ちを持とう。自ら「プレイヤー」になり、市民や糸魚川へ来る人に魅力を伝えよう。こうした市民が一人でも多く増え、より糸魚川を誇りに思うことができ、発信できれば、まちはさらに元気になると考えます。

今年度、藤巻理事長のもと、明るく元気に地域の魅力を誇れる市民の増加を目指し、地域に社会に貢献できるよう精一杯職務を全うする所存です。

所感

専務理事
山 本　富士世

今、社団法人糸魚川青年会議所は、これまで先輩方が築いてこられた歴史を踏まえ、新たなページを刻むべく、次なるステップへとその小さくとも大きな“一足”を踏み出そうとしています。

何も分からずに青年会議所に入会したのが２００７年でした。今年で５年目を迎えるＪＣ運動ですが、様々な事を経験させて頂きました。その一つ一つが私の財産となり、今後の人生において必ずやプラスになっていくものだと信じています。また、本年度専務理事という役職を経験させて頂くことに感謝すると同時に、その責務の重大さをひしひしと感じています。数少ない経験ですが、この経験を本年度の会の運営に役立て、少しでもスムーズな運営が出来る様に精進して参ります。

本年度、藤巻理事長の下、専務理事としてやるべき事は、「メンバーが勇気を持ってその“一足”を踏み出せる環境づくりを行う事」と「公益社団格取得に向けた取り組み(申請)」があります。これら二つの事は、とても深い繋がりがあると感じています。この先、公益社団法人として活動していくには、様々な改革や変化を要し、対応できる組織にならなくてはなりません。その為にも、各々が勇気を持った“一足”を踏み出す事が大切で、尚且つ、それが組織として集まれば、小さくとも大きな“一足”になると感じています。

また、この青年会議所という組織は着実に４３年という歴史を刻んできました。しかし、それを構成しているメンバーは年々変化します。昨年は、多くの新しい仲間が増え、会としても若返りを図りました。そして、毎年の様に卒業生を送り出し、「継承」と「進化」を繰り返しながら今日に至っています。その様な中、我々はその歴史の１ページに堂々たる新たな歴史を刻み込むべく、邁進して行きたいと思います。

最後に、今後の社団法人糸魚川青年会議所を見据え、藤巻理事長を全力でサポートしていくと共に、「道」～踏み出せば　その一足が自己を高め　輝く明日を創る～をスローガンに、この一年間会全体が活気に溢れ、メンバー一人ひとりが気持ちよく活動に打ち込める環境づくりを使命として行動していきますので、宜しくお願い致します。

所感

事務局長
岩 﨑　　護

昨年度、３０名もの新入会員が加わり、社団法人糸魚川青年会議所として、組織の活性化が大いに図られた１年ではなかったかと振り返ります。私自身、入会してからこの会に対する各メンバーの想い、誠実さ、真剣さを感じるのに時間は必要なかったと同時に、自然と感化されておりました。この青年会議所という組織の方向性や、展開している事業に対し分からないことが多かったものの、これらの不安は自分なりに出来る事の実践､実行により払拭して参りました。このことが､先輩メンバーとの交流を図るきっかけとなり、結果この青年会議所に対する理解も次第に深まり、大変楽しく有意義に活動させて頂いたことを、心から感謝しております。

しかしながら、自分も含め入会して間もない会員が、青年会議所という組織に対して曖昧な部分を残し活動していることは否めません。このことは、この先新入会員の参加・参画への妨げとなり、当事者意識の欠落、更には社会性の欠如に繋がってくるのかもしれません。

今こそ、メンバー全員が会のあり方を模索し、相互理解を深め、藤巻理事長の目指す頂上に向かって一枚岩となり、本組織を盛り上げて行くべきと考えます。折しも、今年度の委員会役員には多くの新入会員が抜擢され、組織としての勢いを感じずにはいられません。この勢いを継続し、更なる未来へと繋げることができる「道」を整える事を、自分自身の「一足」と位置づけ、組織の結束を図りたいと考えます。

情報伝達ツールが多様化、多機能化している昨今、人間関係が希薄になりつつあるように感じてなりません。しかし、そんな時代だからこそ人間味あふれる有機的な交流を育み、お互いの信頼を築く事が大切なのではないでしょうか。事務局長の職責を果たすことは勿論のこと、当ＬＯＭ事業への参加、及びその過程に対しても積極的に飛び込み、会全体の状態を的確に把握し、事務局長自らが組織における潤滑油となり、運営を円滑に行うことが役割と認識しています。

おわりに、４３年という永きにわたり地域に育まれてきた社団法人糸魚川青年会議所が地域の中核価値として、これからも地域に認められ愛される組織となるよう、組織としての活動を最大限発揮できるよう、理事長をはじめメンバーの期待に応えられるよう、この一年間、皆様と共に精進して参りますので、どうぞ宜しく御願い致します。

総務委員会

委 員 長　東野　恭行
副委員長　倉又　　康
幹　　事　松澤　高志

■所信

入会当初、ある方に『経営者の仕事は何であるか？』と尋ねられ、２０代の僕は、はっきりと答えられない状況でした。正直なところ当時は、経営者としての役割や考え方を身に付けようという意識すらありませんでした。

時が経ち、ＪＣにおいては様々な役割を経験させていただきました。大なり小なり役割を任されたことで、様々な気付きや『苦い』経験をしました。その気付きや苦い経験が、少しずつ自分を強くしてくれたのだと感じています。

この『修練』の道に飛び込んで、はや９年目。

今年、私が踏み出す一足（挑戦）は『会の環境づくり』。

メンバーがＪＣ運動に参加することに意義を感じていただき、楽しみながら活き活きと活動していただく『環境』を作ることが総務委員会の責務と感じています。参加意義を感じ、楽しみながら活き活きと活動する『姿』があってこそ、初めて地域の人に良い影響を与えるのだと思います。

経営者の仕事は、職場に最善の環境を作り出すこと。

青年経済人が集う会の環境づくりは、『総ての務めを担う委員会』の役割です。メンバーにとって『役に立つ委員会』と言われる総務委員会を目指したいと思います。

一年間よろしくお願いします。

■目的

会員の更なる活性化を目指すべく、最善な『環境づくり』を行い、会にとって必要とされる委員会運営を行う。

■基本方針

1．メンバー一人ひとりが『参加』することに喜びを実感できる運営
2．メンバーが自ら率先して行動できる環境づくり
3．メンバー一人ひとりの『顔』が見える青年会議所運営・委員会活動の確立
4．青年会議所の活動を対内・外に発信し、地域への理解を図る
5．公益社団法人格取得に向けた取り組みと申請

■事業計画および予算

時　期	事　業　計　画		予　算
1月	新年祝賀会	（第３号事業）	
5月	担当例会	（第５号事業）	
8月	納涼会	（第５号事業）	
11月	担当例会（卒業例会）	（第５号事業）	
通年	会員拡大		
	公益社団法人格取得申請		
	セレモニー・総会の運営		
	例会・各事業の参加要請		
	基本資料、総会資料の作成		
	各種表彰等	（第５号事業）	
	対内外における広報活動・ＨＰ運営	（第５号事業）	
	合計		￥350,000

会員資質向上への「道」極め委員会

委員長　青木　清隆
副委員長　林　哲也
幹　事　綱島　亮

■所信

十人十色の価値観を持ち、多種多様な職業の若者が集う糸魚川ＪＣ。郷土を愛し、地域を活性化するという同じ志の下で日々創造される様々な活動の過程においては、会員それぞれが生活環境の違いに囚われることなく思う存分活躍できるようにと、迅速かつ円滑に組織運営するための創意工夫が時々に編み出されています。そして、組織として想い描いた理想を実現させようとする努力は、個人に絶え間なく前進しようとする意識を創り上げ、変革を恐れることなく“未知なる地”への第一歩を踏み出さんとする能動の精神を生み出します。

心を突き動かす衝動。それは日常でふと感じる疑問や危機意識など、普段気にも留めることのない何気ない想いから生まれます。それを憂い、思想し、探求の赴くままに新たなる第一歩を踏み出すことができれば、その足跡はいずれ“道”となるでしょう。やがて、その道が同志を導き、時を共にし、行動を積み重ねることによって、先導する者には人事の掌握、行動の策定、計画の遂行といった組織運営の基本が身につき、様々な分野において指導力、統率力を発揮できるリーダーとしての資質が覚醒するのだと考えます。

後世を創造し、今世を構築する我々青年には、千変万化する世情を傍観することなく自らがイニシアチブを取り、血気盛んに行動することが求められます。そして温故知新。故事への関心をいとわず、最新のテクノロジーなどに臆することなく果敢に挑まんとする精神を養い、明るい豊かな社会を築きあげるためのビジョンを掲げなければなりません。

今年度、会員資質向上への「道」極め委員会では、会員各々が意図を持って将来を構想し、己の心を研ぎ澄ませて“次なる時代を切り開く先駆者”となれるよう後押しするとともに、会員それぞれが、それぞれの目的で歩むその道のりを、幾筋もの灯火で照らす“光の道標”となれるように弛まず努力いたします。

■目的

メンバー一人ひとりが明るい豊かな社会を築きあげるために、何事にも怯むことなく取り組もうとする進取の精神を醸成させる。

■基本方針

1．会員各々が自身の目標を明確に見定めるとともに、自発的に行動しようとする能動の精神を導きだす
2．達成する喜びを感じられる活動を通じて、会員個々の資質向上を図り、リーダーシップの覚醒に繋げる
3．１７名の拡大を目標として、より広域的かつ多方面からの人財を確保する

■事業計画および予算

時　期	事　業　計　画	予　算
２月 ６月 10月 通年	担当例会　（第３号事業） 担当例会　（第３号事業） 委員会事業　（第３号事業） 会員拡大	
	合計	￥300,000

子どもの未来への「道」創造委員会

委員長　笠原　信和
副委員長　園田　岳彦
幹　　事　朝日　　学

■所信

「未来の大人達」に今僕らができること・・・

「子どもにとって遊びとは『生きる』事そのものである」、こんなふうに考えた人がいます。もしもそうだとしたら、子ども時代にどんなふうに遊び、様々な体験の中から、どれだけ多くのことを吸収するかが、その人の将来に大きく影響を与えるのではないか・・・。少し大袈裟かもしれませんが、皆さんの中にも、経験上そのように感じる方もいるのではないでしょうか。

私の小さい頃は、ガキ大将を中心に、大きい子から小さい子まで一緒になって暗くなるまで駆け回っていました。この様に子ども同士が自然の中で、様々な体験をすることで、子ども達は自ら考え、時には失敗し、それを自ら解決することを繰り返して、人間性を成長させるのだと私は考えます。

もちろん今でも、上級生と下級生が一緒になって遊ぶ環境は有ると思います。しかし市から不審者情報が流れて来ることや、ニュースでの少年少女を狙った犯罪を耳にすることが多くなってきている今の社会環境の中では、親や周りの大人の安全意識を含め、子ども達だけで自然の中で遊ぶ環境は、都会だけではなくこの糸魚川においても確かに少なくなってきています。私自身も大人になり、子を持つ親となってみて、子どもを取り巻く社会環境の変化、とりわけ外で自由に遊び回れる事が難しくなってきていることを、あらためて実感しています。

「三つ子の魂百まで」「雀百まで踊り忘れず」といったことわざがあるように、昔から子ども時代に経験することがその人の土台になると言われています。子ども達同士で様々なことを経験し解決していくことで、自分で考え行動する力を身に付け、やがては自信を持って活動できる大人として成長することができるのは今も昔も変わらないはずです。でもその環境が少なくなってきているとしたら・・・。我々が地域の大人の一員として、「未来の大人達」の人間性の成長を手助けできないでしょうか。

今年度、子どもの未来への「道」創造委員会では、糸魚川の「未来の大人達」へ、身体を思い切り動かし、触れ合い、楽しみながら、将来活き活きと活躍できる大人になるための豊かな心を育む事業を行います。子ども達の瞳が輝き続けられる様、一年間力を注いで参ります。

■目的

身体を動かし、触れ合い、楽しみながら、子ども達に豊かな心を育む機会をつくることで、将来活き活きと活躍する大人への礎を築く。

■基本方針

1．子ども達が身体を使い様々なことを体験できる機会（環境）をつくる
2．子ども同士の異年齢交流が活発に出来る事業を展開する

■事業計画および予算

時　期	事　業　計　画	予　算
3月	委員会事業　（第3号事業）	
4月	担当例会　（第3号事業）	
7月	担当例会　（第3号事業）	
8月	委員会事業　（第3号事業）	
通年	会員拡大	
	合計	￥900,000

「かっこいい大人道」探究委員会

委 員 長　比護　秀美
副委員長　山田　陽介
幹　　事　橋本谷　敦

■所信

今、幼稚園･保育園では、ままごとをしている子供達の間で、お父さん役･お母さん役をしたがる子が少なくなっていると聞きました。そして、お父さん役・お母さん役をやっても、食卓で携帯電話をかまう仕草をしていて、会話らしきものがない子もいるそうです。

この話を聞いた時、やはり自分も携帯電話をかまっていて、会話がない食卓を囲んでいる時があることに気付き、恥ずかしく感じました。

学生時代の恩師から「親は子が生まれて初めて親になる。親は子を育てるが、親も子に育てられている。」という言葉をいただきました。親の背を見て子は育ちます。また親も子の姿から自己を振り返る必要があります。親の普段の何気ない自分本位な行為を常日頃目にしていれば、子供もそれが当たり前のことと思うようになるでしょう。だからこそ、我々親世代が日頃の言動・行動を振り返り、己を律する心を持たねばならないと考えます。

今年度、当委員会では「見方が変われば意識が変わる、意識が変われば行動が変わる」ことを念頭に、まずは我々ＪＣメンバー各自が日頃の言動・行動を振り返り、そして己を律する心を持つ「かっこいい大人」が一人でも多く増えていくように、地域の親世代と一緒に考えていく場の提供と実践に向けての活動をしていきます。

「かっこいい大人」が増えることで、その背中を見た子供達に健全な心が育まれ、やがては輝く糸魚川の実現に繋がることを信じて、一年間精進して参ります。

■目的

輝く糸魚川の実現に向けて、己を律する心を持つ「かっこいい大人」が増えるよう、地域の親世代への意識醸成を図り、行動を促す。

■基本方針

1．我々メンバー自身が、日頃の言動・行動を振り返り、自分を見つめ直す
2．地域各所に出向き、己を律する心の必要性に気付いてもらい、「見方、意識、行動」が変わるよう、親世代に訴える事業を行う

■事業計画および予算

時　期	事　業　計　画	予　算
4月	委員会事業　（第３号事業）	
6月	委員会事業　（第３号事業）	
8月	担当例会　（第３号事業）	
10月	担当例会　（第３号事業）	
通年	会員拡大	
	合計	￥700,000

地域の「誇り」推進委員会

委員長　本間　寛道
副委員長　中林　友幸
幹　　事　山田　卓矢

■所信

私が大阪から糸魚川という地に足を踏み入れて５年がたちます。糸魚川という名前も知らないまちでの生活に、期待と不安があったことを、強く覚えています。その当時の糸魚川は、一言でいえば「何もない！」そんな印象でした。しかし、糸魚川で生活をしていくうちに、こんなに自然に囲まれて、遊ぶ所がたくさんある魅力的なまちは他にないと感じるようになりました。

糸魚川は、世界ジオパークはもちろん、日本一の南蛮エビが採れる海、緑豊かで、美味しい食材が豊富な山々、日本でも有数の水質を誇る姫川など、沢山の自然に恵まれる世界にも誇れる町だと私は思います。そんな当たり前のようにある身近な魅力に、市民の方々は気づいていないのが現状ではないでしょうか。

自分の住んでいるまち、生まれ育ったまちというのはかけがえのないもの、自分の家族みたいなものだと私は感じます。活気のあるまちには、魅力的な人達がいます。だからこそ、私は何とかして、この糸魚川を、魅力の溢れる人達が沢山いる、活気の溢れるまちにしたいと考えます。

糸魚川には、本当にまちの事を考えて自分に出来る事を少しでも実現に向けて活躍している方達がいます。こういった、地域で活躍する方達と意見を交わすことによりまちの現状を知ることができ、より良いまちになるヒントを得る事が出来ると考えます。そして、多くの市民と協力をすることで一人の力が自然と大きな輪になり、必ず地域の活性化に繋がるはずです。

地域の発展には、「わかもの、バカモノ、よそもの」の力が欠かせないと言います。

この糸魚川にも若者の勢いや斬新な発想、バカになって一心不乱に取り組む姿勢、市外、県外から来た市民の発想などが大事だと感じます。

大阪人は自分のまちに誇りを持っています。言葉一つでもそうです。大阪のおばちゃんもそうです。こんなくだらない事でも自慢でき誇りに思えるまちなのです。

今年度、「糸魚川がめっちゃ好きやねん」「何処にも負けへんで」と思ってもらえるよう、若い世代を中心に、より多くの市民や市外の人に魅力ある糸魚川を発信する事により、「糸魚川ファン」を増やし糸魚川に住んでいる人がまちに誇りを持ち、活気に満ち溢れる元気なまちになるよう邁進していきたいと思います。

■目的

若い世代に「まちづくり」への意識を醸成することで、輝く糸魚川への活力となる「糸魚川ファン」を増やし、地域の活性化を図る。

■基本方針

１．面白い発想で魅力ある糸魚川をプロデュースする
２．若い世代、地域団体と共に地域の魅力を発信する活動を行う

■事業計画および予算

時　期	事　業　計　画	予　算
３月	担当例会　（第３号事業）	
５月	委員会事業　（第５号事業）	
７月	委員会事業　（第５号事業）	
９月	担当例会　（第５号事業）	
通年	会員拡大	
	合計	￥1,000,000

2011年度「収支予算書」

（2011年1月1日～ 2011年12月31日）

単位 円

科目	1次補正	2011年度予算額	増　減	備　　考
Ⅰ　事業活動収支の部				
1．事業活動収入				
①受取会費	7,440,000	7,440,000	0	年会費　62名×120,000円
②受取特別会費	0	0	0	
③雑収入	2,000	2,000	0	受取利息
事業活動収入計	7,442,000	7,442,000	0	
2．事業活動支出				
①事業費支出	3,250,000	3,250,000	0	
総務委員会	350,000	350,000	総務委員会	年度事業活動に対する予算措置額
会員資質向上への「道」極め委員会	300,000	300,000	NEXTブレーン拡大委員会	〃
子どもの未来への「道」創造委員会	900,000	900,000	NEXT人づくり委員会	〃
「かっこいい大人道」探究委員会	700,000	700,000	ハイパーレジャー創造委員会	〃
地域の「誇り」推進委員会	1,000,000	1,000,000	NEXTいといがわ発信委員会	〃
特別事業	0	0		
②管理費支出	4,119,150	4,099,150	20,000	
負担金	1,178,150	1,178,150	0	
日本JC会費	515,150	515,150	0	62名分(30,000＋7,825×62名)
購読料	186,000	186,000	0	62名分(3,000×62名)
地区協議会会費	72,000	72,000	0	62名分(10,000＋1,000×62名)
ブロック協議会会費	325,000	325,000	0	62名分(15,000＋5,000×62名)
日本JC拠託金	80,000	80,000	0	4名分(20,000×4名)
事務局費	1,455,000	1,435,000	20,000	
事務局費	700,000	700,000	0	事務委託費・超過勤務代
消耗品費	80,000	80,000	0	文具他
通信費	300,000	280,000	20,000	電話・郵便料金他
印刷費	350,000	350,000	0	基本資料・総会資料作成費
備品購入費	25,000	25,000	0	
会議費	456,000	456,000	0	
会議費	80,000	80,000	0	会議室借用料
借室料	126,000	126,000	0	JCルーム賃借料
食費	250,000	250,000	0	
渉外費	1,030,000	1,030,000	0	
渉外費	300,000	300,000	0	
慶弔費	150,000	150,000	0	
各種大会補助費	300,000	300,000	0	
出向者補助費	150,000	150,000	0	
登録費	130,000	130,000	0	京都会議・NBC野球・ソフト・サッカー
事業活動支出計	7,369,150	7,349,150	20,000	
事業活動収支差額	72,850	92,850	△ 20,000	

単位 円

科目	1次補正	2011年度予算額	増　減	備　　考
II　投資活動収支の部				
投資活動収支差額	0	0	0	
III　財務活動収支の部				
1．財務活動収入				
①基金会計より借入金	1,000,000	1,000,000	0	運用基金からの短期借入
2．財務活動支出				
①基金会計へ返済	1,000,000	1,000,000	0	運用基金への資金返済
財務活動収支差額	0	0	0	
IV予備費支出	230,804	92,850	137,954	
当期収支差額	△ 157,954	0	△ 157,954	
前期繰越収支差額	157,954	0	157,954	
次期繰越収支差額	0	0	0	

2011年度「収支予算書」

（2011年1月1日～ 2011年12月31日）

単位 円

科　目	1次補正	予算額	増　減	備　考
予備費比率	3.10%	1.25%	1.85%	予備費÷ 事業活動収入(会費+雑収入)
事業費比率	62.89%	63.06%	- 0.17%	注１
一人あたり事業費	52,419	52,419	0	事業費÷会員数

注1．事業費比率=（事業費＋負担金＋(会議費－食費)）÷(総支出(△基金))

注2．会員数の推移
　　２０１１年度　　当初会員数　62名
　　２０１０年３次補正　　会員数　68名

注3．日本J C会費算出方法

		円	
基　本　額	会員1～５０名まで	30,000	25名増すごとに15,000円加算
付　加　金		5,000	7,825円／一人
ＪＣＩ会　費	USA ＄１０．５０換算	1,000	7,825円／一人
国際協力資金		1,825	7,825円／一人

付加金は年初から6月30日までの入会者に適用され、7月1日以降入会者は2,500円となる

注4．JCI会費はUSA ＄円換算　2010年度は10.50ドル　日本円換算で1,000円となる。
　　為替レートは2010年10月1日現在の89.84円に15%の為替変動率を加算して算出
　　1米ドル＝96円(10円未満切捨て)

注5．国際協力資金　5円×365日

〔出向者〕

日本JC	「地域の誇り」復活推進グループ 人間力大賞運営委員会	副委員長 委　員	猪又　直登 新保ルミ子
	総務グループ財務運営会議	副議長 委　員	木島　　一 山田　卓矢
新潟ブロック	Energy　NIIGATA委員会 （資源・農業）	副委員長 委　員	岩崎　　智 岩崎　雅則
	Next　NIIGATA委員会 （LOMサービス・研修）	委　員	猪又　基博 松木　元宗
	NIIGATA　Academy委員会（アカデミー）	委　員	市川　英之 綱島　　亮
	Interaction　NIIGATA委員会（会員交流）	委　員	丸山　　尚 橋本谷　敦
	財政局	局　員	松澤　高志

〔外郭団体出向〕

- ●市長外特別報酬審議会（隔年）
- ●糸魚川市社会教育委員
- ●糸魚川市行政改革委員
- ●糸魚川市ジオパーク協議会
- ●糸魚川地域審議会委員
- ●社会福祉協議会評議員
- ●社会福祉協議会運営委員
- ●糸魚川市観光協会
- ●地域の声を聞く会
- ●おまんたまつり企画運営部他
- ●ひめかわポートフェスティバル実行委員会
- ●日本海クラシックカーレビュー実行委員会
- ●北陸新幹線建設促進期成同盟会
- ●北陸新幹線長野・糸魚川間フル規格整備促進上越広域協議会

他

2011年度新潟ブロック協議会
会員会議所事務局一覧表

JC名	郵便番号	住所・HP	事務局	TEL・FAX
㈳いわふね	〒958-0841	村上市小町4-10 www.iwafune.ne.jp/~iwafunejc/	村上商工会議所内	(0254)53-4257 (0254)53-0172
㈳ 中 条	〒959-2656	胎内市西本町7-31 www.nakajo-jc/		(0254)28-1025 (0254)28-1025
㈳ 新 発 田	〒957-0053	新発田市中央町4-10-10 www.niks.or.jp/~sbt-jc/	新発田商工会議所内3F	(0254)22-0404 (0254)21-1522
㈳ 豊 栄	〒950-3321	新潟市北区葛塚3348 www.niks.or.jp/~toyosaka/	豊栄市商工会館内	(025)388-3840 (025)387-5523
佐 渡	〒952-0011	佐渡市両津夷182-1 www.sado.co.jp/jc/	両津商工会館内	(050)3736-7955 (050)6861-0281
㈳ 新 潟	〒951-8068	新潟市中央区上大川前通7番町1243 www.niigata-jc.com/	新潟商工会議所中央会館	(025)229-0874 (025)222-7234
黒 埼	〒950-1111	新潟市西区大野町3021 www.nbc.gr.jp/kurosaki/	黒埼町商工会館内	(025)377-3155 (025)377-4056
㈳ 白 根	〒950-1218	新潟市南区白根魚町3-42 www.niks.or.jp/~shirojc/	サルナート吉運堂内	(025)373-4507 (025)373-4507
㈳ 新 津	〒956-0864	新潟市秋葉区新津本町3-1-7	新津商工会議所内	(0250)22-0121 (0250)25-2332
㈳ 五 泉	〒959-1864	五泉市郷屋川1-2-9	五泉商工会議所内	(0250)43-5551 (0250)42-1151
㈳ 加 茂	〒959-1313	加茂市幸町2-2-4 www.ginzado.ne.jp/~kamojc/	加茂市産業センター2F	(0256)53-3241 (0256)53-3231
㈳ 燕 三 条	〒955-0092	三条市須頃1-20 www.tsubamesanjo-jc.or.jp/	三条商工会議所5F	(0256)32-5151 (0256)32-5343
見 附	〒954-0053	見附市本町1-4-41 www.niks.or.jp/~mitukejc/	見附商工会館内	(0258)62-1365 (0258)63-1656
㈳ 栃 尾	〒940-0295	長岡市宮沢1765 www.tochio.net/jc/	栃尾市商工会内	(0258)52-4191 (0258)51-1314
㈳ 長 岡	〒940-1151	長岡市三和3-123-15 www.nagaoka-jc.or.jp	小野塚ビジネスビル3F	(0258)34-0069 (0258)34-0395
㈳ 柏 崎	〒945-0051	柏崎市東本町1-2-16 www.niks.or.jp/kajc/	モーリエ2 5F	(0257)21-4412 (0257)21-4348
㈳ 小 千 谷	〒947-8691	小千谷市本町2-1-5 www.niks.or.jp/~ojjc/	小千谷商工福祉会館内	(0258)81-1300 (0258)83-3632
㈳ 魚 沼	〒946-0075	魚沼市吉田1148 www.koidejc.com	湯之谷村地域振興センター内	(025)792-8220 (025)793-1144
㈳ 雪 国	〒949-6626	南魚沼市六日町大字六日町106-1 www.yukiguni.info/	斉藤脳神経外科内	(025)772-7937 (025)773-5759
㈳ 十 日 町	〒948-0088	十日町市泉17番地 www.niks.or.jp/~tokamach/	十日町商工会議所内	(025)757-5111 (025)752-7332
㈳ 上 越	〒943-0804	上越市新光町1-10-20 www.niks.or.jp/~joetsujc/	上越商工会議所内	(025)522-1819 (025)523-6150
㈳ 新 井	〒944-0046	妙高市上町9-8 www5.ocn.ne.jp/~araijc/	上越ケーブルビジョン新井支局3F	(0255)72-5233 (0255)72-1957
㈳ 糸 魚 川	〒941-8601	糸魚川市寺町2-8-16 www.itoigawa-jc.com	糸魚川商工会議所内	(025)552-9343 (025)552-8860

日本ＪＣ事務局

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-14-3
青年会議所会館内
TEL.03-3234-3328 FAX.03-3234-7183
http://www.jaycee.or.jp

新潟ブロック事務局

〒943-0804 上越市新光町1-10-20
上越商工会議所内
TEL.025-522-1819 FAX.025-523-6150

〔姉妹ＪＣ〕

JC名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ・ＦＡＸ
㈳　竹　原	〒725-0026	広島県竹原市中央4-5-11　サンスクエア3階	(0846)22-7489 (0846)22-7485
㈳　塩　尻	〒399-0736	長野県塩尻市大門1-9-15　ミサワビル	(0263)52-7700 (0263)54-5254

〔近隣ＬＯＭ〕

JC名	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ・ＦＡＸ
㈳　黒　部	〒938-0037	黒部市新牧野242	(0765)54-0192 (0765)54-0164
㈳　新　川	〒937-0806	魚津市友道1446	(0765)22-5976 (0765)22-4264
㈳　滑　川	〒936-0068	滑川市加島町40-1	(076)475-2158 (076)475-8828
㈳　富　山	〒930-0085	富山市桜木町10-10　富山第一ホテル内	(076)433-3334 (076)433-7333
㈳　大　町	〒398-0002	大町市大町2511-3　大町商工会館内	(0261)23-2436 (0261)23-0699
㈳　松　本	〒390-0811	松本市中央1-23-1　松本商工会館3F	(0263)32-7646 (0263)36-2024
㈳　上　越	〒943-0804	上越市新光町1-10-20	(025)522-1819 (025)523-6150
㈳　新　井	〒944-0046	妙高市上町9-8　上越ケーブルビジョン新井支局3F	(0255)72-5233 (0255)72-1957

社団法人糸魚川青年会議所定款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、社団法人糸魚川青年会議所（Itoigawa Junior Chamber Incorporated）と称する。

（事務所）

第２条　この法人（以下「本会議所」という。）は、事務所を新潟県糸魚川市寺町２丁目８番16号に置く。

（目的）

第３条　本会議所の目的は、次のとおりとする。

（１）　政治、経済、社会、教育、文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力して、地域社会及び国家社会の正しい発展を図ること。

（２）　社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を増進し、日本と世界の繁栄及び人類の平和に寄与すること。

（運営の原則）

第４条　本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業は行わない。

２　本会議所は、特定の政党の利益を目的とした事業は行わない。

（事業）

第５条　本会議所は、第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　政治、経済、社会、教育、文化等に関する調査研究並びにこれらの改善発達に資する計画の立案及び実現の推進

（２）　社会奉仕観念の育成及び社会奉仕の実施

（３）　会員及び地域住民の一般教養の修得及び向上並びに能力の開発を利する事業
（４）　国際青年会議所、社団法人日本青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
（５）　その他第３条の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　　員

（会員の種類）
第６条　本会議所の会員は、次の４種とし、正会員をもって民法上の社員とする。
（１）　正会員
（２）　特別会員
（３）　名誉会員
（４）　賛助会員

（正会員）
第７条　正会員は、糸魚川市に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とする。
２　正会員が事業年度中に 40 歳に達した場合は、当該事業年度の終了をもって、正会員の資格を失うものとする。
３　本会議所以外の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員となることができない。
４　直前理事長は、その任期中正会員の資格を有する。

（特別会員）
第８条　特別会員は、前条第２項の規定により正会員の資格を失った者で、理事会の承認を得たものとする。

（名誉会員）
第９条　名誉会員は、本会議所に功労のある者で、理事会の議決を経て推薦され、総会の承認を得たものとする。

（賛助会員）

第 10 条　賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において入会を承認されたものとする。

（会員の権利）

第 11 条　会員は、この定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。ただし、特別会員、名誉会員及び賛助会員にあっては、表決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

（会員の義務）

第 12 条　会員は、この定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に参加する義務を負う。

（会費等）

第 13 条　正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。

２　正会員及び賛助会員は、毎年度会費を納入しなければならない。

３　前２項の入会金及び会費の額及び納入方法は、総会で別に定める。

（会員の資格喪失）

第 14 条　会員は、次の事由によりその資格を失う。

（１）　解散

（２）　退会

（３）　死亡

（４）　破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告

（５）　除名

（会員の退会）

第 15 条　退会を希望する者は、その年度の会費を納入して理事長に退会届を提出しなければならない。

（会員の除名）

第16条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員の４分の３以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

（１）　本会議所の名誉を毀損し、本会議所の目的に反するような行為をし、又は本会議所の秩序を乱したとき。

（２）　会費を１年以上納入しないとき。

２　前項第１号の規定により会員を除名しようとするときは、総会において、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（休会及び復会）

第17条　正会員は、やむを得ない事由により６カ月以上継続して本会議所の事業に参加することができないときは、書面をもって申し出て、理事会の承認を得て休会しなければならない。

２　休会は、１年を超えないものとする。ただし、申出により、理事会においてこれを延長することができる。

３　休会中の会員は、理事会へ届け出て復会するものとする。

（会費等の不返還）

第18条　会員が納めた会費、入会金その他会員の義務に基づく金品は、返還しない。

第３章　役員及び顧問

（役員の種類及び数）

第19条　本会議所に次の役員を置く。

（１）　理事長　　１人

（２）　直前理事長　１人

（３）　副理事長　　２人以上４人以内

（４）　専務理事　　１人以内

（５）　理事（理事長、直前理事長、副理事長及び専務理事を

除く。）　　10 人以上 20 人以内
（6） 監事　　２人
2　民法上の理事は、理事長、副理事長、専務理事及び理事とする。

（役員の選任及び解任）
第 20 条　役員（直前理事長を除く。）は、本会議所の正会員の中から総会において選任する。
2　直前理事長は、前年度理事長の職にあった者が就任する。
3　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4　役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の４分の３以上の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合、総会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の職務）
第 21 条　理事長は、本会議所を代表し、所務を総括する。
2　直前理事長は、理事長の経験を生かし、所務について必要な助言をする。ただし、理事会における議決権は有しない。
3　副理事長は、理事長を補佐し、所務を執行する。
4　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を執行し、事務局を統括する。
5　理事は、理事会を構成し、所務を執行する。
6　監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。ただし、理事会における議決権は有しない。

（役員の任期）
第 22 条　役員の任期は、毎年１月１日から同年 12 月 31 日までの１年間とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3　役員が、任期満了又は辞任により退任したときは、後任者が就任するまで前任者がその職務を行うものとする。

4　　理事長が再任する場合は、直前理事長も再任するものとする。

（理事長職務の代理等）

第23条　理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定められた順序により、副理事長が理事長の職務を代理し、又は代行する。

2　　理事長及び副理事長が共に事故あるとき、又は共に欠けたときは、専務理事が理事長の職務を代理し、又は代行する。

（顧問）

第24条　本会議所は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

2　　顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。

3　　顧問は、学識経験を生かし、本会議所の運営に関し必要な意見を述べる。

第4章　総　　会

（総会の構成）

第25条　本会議所の総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員に対しても通知を送り出席を求めることができる。

（総会の種類）

第26条　本会議所の総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種類とする。（総会の議決事項）

第27条　総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に関し重要な事項を審議し、及び議決する。

（総会の開催及び招集）

第 28 条　通常総会は、毎年 1 月及び 12 月に開催する。

2　臨時総会は、次の場合に開催する。

（1）　理事長が必要と認めたとき。

（2）　理事会が招集の必要を決議したとき。

（3）　正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって、開催の請求があったとき。

（4）　監事が民法第 59 条第 4 号に基づいて招集するとき。

3　総会は、前項第 4 号の場合を除き理事長が招集する。

4　理事長は、第 2 項第 3 号の場合には、その請求があった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

5　総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、総会の開催日の 5 日前までに正会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第 29 条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任された者がこれに当たる。

（総会の定足数）

第 30 条　総会は、正会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

（書面による表決等）

第 31 条　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、総会に出席したものとみなす。

（総会の議決）

第 32 条　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

２　　前項の場合においては、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

（総会の議決事項の通知）

第 33 条　理事長は、総会の終了後遅滞なく、その議決事項を会員に書面で通知しなければならない。

（総会の議事録）

第 34 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　開催の日時及び場所

（２）　正会員の現在数

（３）　出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（４）　議長の選任に関する事項

（５）　議決事項

（６）　議事の経過の概要及び結果

（７）　議事録署名人の選任に関する事項

２　　議事録には、議長のほか、出席した正会員の中から選任した議事録署名人２人以上が、署名押印しなければならない。

第５章　理　事　会

（理事会の構成）

第 35 条　本会議所の理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び理事をもって構成する。

２　　理事会は、その構成員の３分の２以上の出席により成立する。

３　　直前理事長及び監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（理事会の議決事項）

第36条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を審議し、及び議決する。

（1）　総会に提出すべき議案

（2）　総会の議決した事項の執行に関する事項

（3）　その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

（理事会の開催及び招集）

第37条　理事会は、毎月1回以上理事長がこれを招集する。

2　理事会構成員の5分の1以上が、書面により会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、その請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

（理事会の議長）

第38条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の議決）

第39条　理事会の議事は、理事会に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2　前項の場合においては、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

（理事会の議事録）

第40条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　開催の日時及び場所

（2）　構成員の現在数

（3）　出席した構成員の数及び氏名

（4）　議決事項

（5）　議事の経過の概要及び結果

（6）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長のほか、出席した構成員の中から選

任した議事録署名人２人以上が、署名押印しなければならない。

第６章　委　員　会

（委員会）

第 41 条　本会議所は、その目的達成のために必要な事項を調査、研究、計画、審議又は実行するため委員会を設置する。

（委員会の構成）

第 42 条　委員会は、委員長１人、副委員長２人以内及び委員若干人をもって構成する。

２　委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。

３　正会員は、理事長、直前理事長、副理事長及び監事を除き、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

第７章　例　　会

第 43 条　本会議所は、毎月１回以上例会を開催する。

２　例会の運営については、理事会の議決により定める。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）

第 44 条　本会議所の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

（１）　財産目録に記載された財産

（２）　入会金

（３）　会費

（４）　寄付金

（５）　その他の収入

（資産の管理）

第 45 条　本会議所の資産は、理事長が管理する。その管理方法は、理事会の議決を経て定める。

（事業年度）

第 46 条　本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 47 条　本会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得た上、その事業年度開始前に、総会の議決を得なければならない。

2　前項の規定にかかわらず、予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3　前項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4　理事長は、第 1 項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得た上、総会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ総会の議決を経て定めた軽微な変更については、この限りでない。

（会計区分）

第 48 条　本会議所の会計は、各事業年度ごとに、一般会計、特別会計及び基金会計の３種に区分して処理する。

2　一般会計は、通常の事業遂行に関する収入支出を経理する。

3　特別会計は、一般会計で処理することが不適当と認められる大規模又は特殊な事業に関する収入支出を事業別に経理する。

4　基金会計は、基金として積み立てられた資産及びその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

（事業報告及び決算）

第49条　理事長は、事業年度ごとに次の各号に掲げる書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後速やかに監事に提出しなければならない。

（1）　事業報告書

（2）　収支計算書

（3）　正味財産増減計算書

（4）　貸借対照表

（5）　財産目録

2　監事は、前項の書類の提出を受けたときは、厳正なる監査を行い、直近の通常総会の前日までに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。

3　理事長は、前項の意見書を添えて第1項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

（資産の団体性）

第50条　本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対しいかなる請求もすることができない。

第9章　管　　理

（書類の備置き及び閲覧）

第51条　理事長は、第49条第1項各号に掲げる書類を、同条の総会の1週間前までに事務所に備え置かなければならない。

2　前項に定めるもののほか、理事長は、定款その他諸規則、会員名簿並びに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

3　会員は、前2項に規定する書類をいつでも閲覧することができる。

4　理事長は、正当な理由なくして、前項の閲覧を拒むことができない。

（提出）

第52条　理事長は、通常総会終了後、遅滞なく第49条第1項各号に掲げる書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

（事務局）

第53条　本会議所は、その事務を処理するため事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3　事務局長その他の職員は、理事会の承認を経て、理事長が任命する。

4　事務局長は、理事長の命を受け庶務を処理する。

5　前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第10章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第54条　この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得た上、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

2　この定款を変更した場合は、直ちに変更後の定款を社団法人日本青年会議所に提出するものとする。

（解散）

第55条　本会議所は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2　民法第68条第2項の規定により総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

（残余財産の処分）

第56条　本会議所の解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得た上、本会議所と類似の目的を有する公益法人その他の団体に寄付する

ものとする。

（清算人）

第57条　本会議所の解散に際しては、総会において清算人を選任する。

第11章　雑　　則

第58条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附　　則

1　この定款は、本会議所の設立許可のあった日から施行する。

2　本会議所の設立当初の役員は、第20条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるとおりとし、その任期は、第22条第1項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年12月31日までとする。

3　本会議所の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年12月31日までとする。

4　本会議所の設立初年度の事業計画及び予算は、第47条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附　則

平成10年1月1日改正

平成22年1月5日改正

社団法人糸魚川青年会議所資格規定

（新会員入会審議規定）

第1条　入会に関しては定款に定める他、次の各項による。

1　入会の申し込みは所定の入会申し込み書に必要な事項を記入し、正会員２名以上の推薦書を理事長に提出し、理事会の承認を得て、仮入会を認められる。

2　仮入会者は委員会に仮所属し、原則として３ケ月、例会及び委員会に60％以上出席しなければならない。

3　仮入会者の正会員としての入会審議は前項の規定を満足したものについて、理事会において審議され、入会が決定する。

4　仮入会者は議決権を有しない。

5　入会を承認された新入会員は入会金を納入した上、例会においてJCバッチを交付される。

6　仮入会者は理事会で定める請負負担を納入しなければならない。

7　年度の途中で正会員となった者の会費は月割り計算とする。

（会費納入規定）

第2条

1　会費は1月、4月、7月、各３分の1づつ事務局の指定する金融機関に納入する。

2　但し、最終卒業年度においては、特別会員会費を上記の会費に付加するものとする。（特別会員会費、年会費の1/2）

3　納期限をすぎても会費を納入しない時は理事会は資格喪失の警告を行わなければならない。警告を受けて３ケ月以上会費を納入しない時は会員の資格を失う。

（会員失格規定）

第３条　会員が下記の事項のいずれかに該当し、理事会が会員資格に挙けると判断した時は会員の資格を失う。

1　本会議所の体面を傷つけ、また趣旨に反する行為のあった時。
2　会費納入規定による理事会の警告に従わない時。
3　会員出席規定による理事会の警告に従わない時。
4　会員として適当でない行動があって理事会の警告にも改めようとしない時。

（特別会員）

第４条

1　特別会員の入会は、制限年令に達した会員が理事会の承認を得て決定する。
2　特別会員は定款および規則規定に従う。
3　特別会員は会合に出席し発言出来るが、議決権は有せず、会員出席規定の適用を免れる。

（名誉会員、賛助会員）

第５条　名誉会員、賛助会員の処遇は事あるごとに理事会において決定する。

附　則

平成７年12月３日改正
平成10年１月１日改正

社団法人糸魚川青年会議所役員選任規定

第1条　正会員は役員となる権利を有し、また義務を負わなければならない。

第2条　役員は出席良好にして会費を完納しているものでなければならない。

第3条

（1）　理事長予定者及び監事の選出のため推選委員会を組織する。

（2）　推選委員会は、現理事長及び直前理事長並びに正会員より選出された7名の委員を以って組織する。

（3）　推選委員の選出は毎年6月例会出席正会員の3名連記による無記名投票により、上位7名を推選委員と決定する。
なお下位同票の場合は、本会議所在席年数の長い者を優先する。更に同資格の場合は年長者を優先させるものとする。

（4）　推選委員の選挙は理事長がこれを掌握する。

第4条　推選委員会の委員長は直前理事長がこれに当たる。

第5条　推選委員会は前条に定めるところにより、正会員中より理事長予定者候補2名以上を推選し、正会員全員による投票をもってこれを決定する。但し、推選候補者1名のみの場合は無投票当選とする。尚、監事は3名以上の場合は投票をもってこれを決定する。但し、推選候補者2名のみの場合は無投票当選とする。

第6条　選挙に関する方法、運営は第14条以下に定める規定による。

第7条　副理事長予定者は、理事長予定者が正会員中より任命する。

第８条

（1）　現理事長は正副理事長予定者確定後速やかに選考委員会に理事予定者選出の依頼をする。

（2）　理事長予定者は次期理事選考委員会へ次年度理事数を提示するものとする。

第９条　前条選考委員会は正副理事長予定者及び、現理事長並びに直前理事長を以って組織する。但し、委員長は理事長予定者がこれにあたる。

第10条　次期直前理事長は現理事長がこれにあたる。

第11条　役員予定者が一身上の都合により辞退した時、又は定員不足の時のみ、理事長予定者は役員予定者の後任又は委員を正会員中より任命することができる。

第12条　次期前役員の選出及び任命は9月30日までに完了しなければならない。

第13条　現理事長は前条の名簿を総会に提出し、その承認を得なければならない。

第14条　本会議所は第５条によって次期理事長及び監事の選挙を行う場合は、選挙に関する事務を管理するため理事長・監事選挙管理委員会（以下管理委員会と略称する）を設ける。

第15条　管理委員会は第３条、第４条の推選委員会がこれにあたる。

第16条　本会議所の正会員は全て、理事長及び監事の選挙権を各自一個有する。

第17条　管理委員会は候補者の氏名、投票日、投票場所を正会員に告示しなければならない。

第18条　候補者は次の場合を除きこれを拒否することができない。

（1）　住居もしくは事業が突然の火裾を被りその復興のためやむを得ざるとき。

（2）　負傷、病気、その他特別の事情があって候補者の要請により他の正会員20名以上が理事長及び監事就任の困難である立場を認め管理委員会に文書で連名陳情したとき。

第19条　投票は管理委員会の用紙を用い無記名投票とする。

第20条　投票日に投票を行う事が不可能な事情にある正会員は投票日以前に所定事項記入した投票用紙を密封した上で管理委員会宛提出する。但し、代理人による委任投票又は郵送による投票は認められない。

第21条　開票は管理委員会及び現理事長がこれにあたる。

第22条　当選人は得票最多数者を以って決定する。

第23条　当選人が確定した時は管理委員会は速やかに理事会に報告し管理委員会の任務を終了する。

附　則

平成10年1月1日改正

社団法人糸魚川青年会議所運営規定

（例会規定）

第１条

（１）例会は原則として毎月７日に開催する。なお例会日が日曜日ならびに火曜日の場合は、その翌日とする。但し、理事会の承認を得た場合はその限りでない。

（２）例会時間は午後６時30分より原則として９時までとする。

（３）会員は当日午前10時迄に出欠の連絡を事務局へ行わなければならない。

（４）例会は理事長がこれを主掌し、各担当者による会務報告のほか、各種の行事を行う。

（５）例会の記録は事務局が担当する。

（６）通常月例会に於いて重要議題の提出ある場合は事前に書面による通知によって例会を臨時総会とし、その決定をする事ができる。

（７）例会は次の順序を以って運行する。

１　会食
２　「ＪＣソング」斉唱
３　JCIクリード・ＪＣ綱領唱和
４　理事長挨拶
５　理事長および各委員会等の報告事項
６　会員の研究発表
７　その他
８　「若い我等」斉唱

（会員出席規定）

第２条

（１）会員はＪＣの根本理念に徹し、各会議および諸行事に出席する義務を有し、出席不可能の場合は、事前に事務局に連絡しなければならない。

（２）会員は各会議および諸行事に出席する場合は原則としてＪＣバッチを着用しなければならない。

（３）会員が例会を含む各種会合に６ケ月間50％以上出席しない時は理事会は資格喪失の警告を行わなければならない。
警告を受けた会員が所定の期間に於いてなお50％以上出席しない時は相当の理由ありとして理事会がこれを承認しない限り会員の資格を失う。
（４）各地ＪＣ伝達式をはじめ関係会議出席の場合は例会出席とみなし出席を補填する。

（室及び特別委員会規定）
第３条
（１）定款第41条の規定に基づき、総務、広報、指導力、会員開発、経営開発、社会開発、ふるさとふれあい等の８委員会を設置することができる。
別に、必要あるときは、理事会の承認をへて室及び特別委員会を設置することができる。
１．総務室
２．第１開発室
３．第２開発室
各室は下記事項を分掌する。
ただし、必要に応じ理事会の承認を得て分掌内容を変更することが出来る。
〈総務室〉
１　予算書・決算書の作成
２　会費の徴収
３　支出の確認
４　その他財務に関する事項
５　総会、例会、理事会に関する事項
６　事業計画書、事業報告書の作成
７　定款、諸規定の研究修正及び周知徹底
８　褒賞、表彰、会員の慶弔に関する事項
９　新入会員の資格審査
10　日本ＪＣ、北陸信越地区協議会、新潟ブロック協議会、他地区ＪＣに関する事項、関係団体との折衝、

その他一切の渉外問題の処理
11　内外広報活動の実施
12　会報、ニュース速報等ＪＣに関する印刷物の発行
13　各種報道機関との連携
14　その他他室に属さない事項
〈第１開発室〉
1　会員及び会員家族相互の親睦の行事の開催
2　会員意識の向上に寄与するための一般教育
3　趣味の会の育成掌握
4　新入会員の育成指導
5　自己啓発、役割訓練経営者訓練も含む計画の立案実施
6　経済問題に関する研究及び調査
7　地域経済の活動促進
8　経営者としての実践的課題についての研究会の開催
9　会員拡大を目的とする計画の立案実施
〈第２開発室〉
1　地域社会開発の分析、実践、調査及び諸行事の開催
2　社会福祉増進のための調査分析実践
3　教育問題に関する事項
4　青少年健全化に関する事項の研究と実施
5　豊かな人間性追及のための研究討議及び諸会合の開催

（賞罰規定）
第４条
（１）１年を通じて例会100％月1回以上委員会に出席した会員には、相当の賞品を贈る。尚理事はその上理事会にも100％出席しなければならない。但し、その月にＪＣ会員としての資格をもって出席した会合については本人の申請によりアテンダンスを認める。直前理事長、正副理事長は、この表彰の対象としない。
（２）例会に於いて会員は下記区分に従って奉仕金をサンクスボックスに拠出しなければならない。
1）無届欠席

2）届出欠席

（3）会員参加（必出席）の諸会合に欠席の場合はサンクス金を拠出しなければならない。又２、３項の金額は総会に於いて決定することとする。

（4）サンクスボックスは総務室会計担当が管理し基金合計として本会議所の収入に繰入れるものとする。

附　則

平成６年12月４日改正

平成10年１月１日改正

社団法人糸魚川青年会議所庶務規定

第１条　事務局規定

１　事務局は事業、会員、会計、会合の事務連絡を管掌する。

２　事務局の庶務事項については糸魚川商工会議所の定款規定を準用する。

第２条　会計、経理規定

１　会計担当理事は常に事務局と緊密な連絡共同をなして正確な会計の運用を図るよう努力する。

２　会計、経理の型式については標準簿記様式に準拠する。

第３条　慶弔規定

１　祝　　金　結婚の場合
　　子女の誕生

２　死亡弔慰金　本人
　　配偶者
　　両親
　　子供

３　傷病見舞金
　　本人に限り１ケ月以上の療養を要する場合。

４　慶弔金額については毎年年度初めの理事会にて決定する。

５　記念品
　　満 40 才を超える会員には記念品を贈呈する。
　　退会の特別会員からの記念品はいただかない。
　　記念品は別に理事会で審議決定する。

第４条　旅費規程

１　日本ＪＣ、地区協、ブロック協、各委員会及び各種理事長会議に必出席を要請され、出席する会員には県内外を問わず普通往復旅費について理事会において、支給の有無及び額を決定する。

2　前記の各会議が何周年記念式、伝達式、ブロック会員大会に併設されて行われる時は旅費はこれに出席する会員の自己負担として支給しない。

3　事務局員の出張旅費は糸魚川商工会議所の旅費規程を準用する。

4　その他

例えば青年会議所を代表として各種大会（スポーツ大会）に参加する会員次年度役職予定者として必ず出席要請され出席する会員には、その都度、その時の財政状況を考慮して理事会が支給の是非を決定する。

附　則

本規定は昭和52年1月1日より実施する。

昭和59年8月25日改正

平成10年1月1日改正

社団法人糸魚川青年会議所基金運用規定

第１条　糸魚川青年会議所基金（以下「基金」と称す）とは、入会金、一般会計よりの繰入金（収支差額）1/2の額、特別会計よりの繰入金、特別会員会費、寄付金、その他臨時的収入の積立金をいう。

２）基金の主な使途としては、

イ）周年事業への充当金

ロ）会の運営上必要となる有形・無形資産の一括取得など

第２条　基金は糸魚川青年会議所の恒久的運営のための財政的基礎の確立のために設ける。

第３条　基金の使途は総会の決定によるものとする。

第４条　基金は原則として経常費に使ってはならない。
ただし、下記に示す場合は、この限りではない。

イ）会の運営が、財政的に困難であると理事会が判断し、理事会の承認を経て、総会で過半数の同意を得た場合

ロ）会の運営上必要な有形・無形の資産を一括で取得し、その使用が３年以上に及ぶ場合

附　則　本規定は昭和52年1月1日より施行する。
昭和58年8月25日改正
平成12年8月26日改正
平成21年1月10日改正

社団法人糸魚川青年会議所運用性基金運用規定

第１条　糸魚川青年会議所運用性基金（以下「運用性基金」と称す）とは、基金より内部留保相当額とみなされ、取り崩された基金をいう。

第２条　減価償却引当金への引当金

イ）固定資産購入計画時には必ず、減価償却引当金計画を併記し、固定資産購入計画とともに、理事会の承認を経て、総会で過半数の同意を得た場合。

第３条　一般会計による運用性基金からの一時金的な借入

イ）会の運営上、一時的に資金が不足する場合、運用性基金からの借入を認める。

ロ）運用性基金基金からの借入を行う場合、総会においてあらかじめその限度額を定め、決算期には、借入残高が残らないように運用する。

ハ）運用性基金から借入・返済を行った場合、その都度理事会にてその金額と日時を報告する。

ニ）借入を行う際には、理事のなかで２名から個人保証を得る。

附　則　本規定は平成12年８月26日より施工する。

社団法人糸魚川青年会議所名称使用等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社団法人糸魚川青年会議所（以下「本会」という）が、他の団体等との関係において本会の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

（名称の表示）

第２条　１）本会が、他の団体等との関係において表示する本会の名称は、社団法人糸魚川青年会議所（英文名ITOIGAWA JUNIOR CHAMBER INCORPORATED）とする。

２）室及び委員会は、他の団体等との関係において本会の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

（名称の使用）

第３条　１）本会が、他の団体等との関係において本会の名称を使用するときは、本会の当該責任者は、形式及び内容等を記載した書面を理事長へ提出してその許可を受けなければならない。

２）理事長は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

（１）財政的支出を伴わないもの

（２）従前と実質的に同一の内容で継続するもの

３）　理事長は、前項の但し書きにより第１項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

（名称の形式）

第４条　1.本会が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。

（１）共催

（２）後援

（３）協賛

（４）協力

２）共催とは、他の団体等が主催者となり、かつ本会も主催者となることをいう。

３）財政的支出が伴う場合は特別事業費から拠出するものとし、必ず理事会の承認を得なくてはならない。特別事業費とは、共催事業を行うために拠出された事業費の事をいう。

４）後援、協賛及び協力とは、他の団体等が主催者であり本会がその趣旨に賛同し、援助又は共同することをいう。

（本規程の準用）

第５条　１）本会が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規程を準用する。ただし、発起人となるときは第３条第３項の但し書きを準用しない。

（１）発起人

（２）加盟

（３）出向

２）発起人とは、本会が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。

３）加盟とは、本会が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。

４）出向とは、本会が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会の役員等を派遣することをいう。

附則　この規定は、平成２０年８月２３日から施行する。

カチューシャの唄

島村抱月・相馬御風　作詞

中山晋平　作曲

一　カチューシャ可愛や別れのつらさ
せめて淡雪とけぬ間と
神に願いを（ララ）かけましょか。

二　カチューシャ可愛や別れのつらさ
今宵ひと夜にふる雪の
明日は野山の（ララ）路かくせ。

三　カチューシャ可愛や別れのつらさ
せめて又逢うそれまでは
おなじ姿で（ララ）いてたもれ。

四　カチューシャ別や別れのつらさ
つらい別れの涙の隙に
風は野を吹く（ララ）日は暮れる。

五　カチューシャ別や別れのつらさ
広い野原をとぼとぼと
ひとり出て行く（ララ）明日の旅。

※（　）のララは中山晋平により挿入された。

		糸魚川市
糸魚川市役所	所在地・電話・FAX番号	糸魚川市一の宮1-2-5 〒941-8501 TEL.025-552-1511 FAX.025-552-8955
市長		米田　徹
面積（km²）		746,24
推計人口（平22・12・1現在）	世帯数（世帯）	17,778
	人口総数（人）	48,471
	うち男（人）	23,421
	うち女（人）	25,050

２０１１年度
公益社団法人 日本青年会議所
北陸信越地区
新潟ブロック協議会

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク

災害時における
救援相互運営規程

公益社団法人 日本青年会議所
北陸信越地区新潟ブロック協議会

災害時における救援相互運営規程

第１条（名称）

本組織は、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会災害支援ネットワーク（以下、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク）と称する。

第２条（目的）

本規定は、日常における危機管理の啓発と、新潟県において大規模災害が発生した場合、新潟県災害救援ボランティア本部と連携し、新潟ブロック協議会内ＬＯＭや公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会と連絡調整を図り、被災地域が必要としている人的・物的支援を効率的に展開するための統括的な窓口として災害対策本部を開設し、災害発生時等における相互支援の円滑化を推進する事を目的とする。

第３条（構成）

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークは、新潟ブロック協議会とブロック協議会内ＬＯＭをもって構成する。

第４条（役員の選任）

１．新潟ブロック協議会会長はＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長に就任する。

２．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長の任命により、新潟ブロック協議会内理事長及び新潟ブロック協議会副会長はＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長に就任する。

３．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク役員の就任については、当該年度の前年度の新潟ブロック協議会会員会議所会議にて承認を得なければならない。

第５条（役員の任期）

役員の任期は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

第６条（事務局）

１．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク事務局は、新潟ブロック協議会事務局内に置く。また新潟ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク事務局長と同事務局員を兼任する。ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。

２．新潟ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第７条（災害対策本部の設置）

１．　災害等が発生したとき、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長は新潟ブロック協議会役員と協議の上、必要と認めた場合、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークを発動し、災害対策本部を設置する。

２．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が第１項の業務を遂行することが困難な場合、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長が代行してこれを行う。

３．災害対策本部は西暦表示と具体的な命名をもち称する。

４．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークが発動され、災害対策本部が設立された後、その旨を新潟ブロック協議会会員会議所会議にて報告をしなければならない。

第８条（災害対策本部の組織）

災害対策本部の本部役員及び職務は次に定めるとおりとする。

１．災害対策本部長は、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が務めることとする。

（１）災害対策本部長は災害対策本部の統括責任者とする。

（２）災害対策本部長は新潟県災害救援ボランティア本部との連絡・調整を行うものとする。

（３）災害対策本部長は必要に応じて、他の本部役員を任命することができる。

（４）第７条第２項でＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長を代行したＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長は暫定の災害対策本部長となるが、その任期はＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長が災害対策本部長への就任が可能になるまで、若しくは、目的達成と判断された場合、または解散するまでとする。

（５）災害対策本部長は、災害対策本部を統括し公益社団法人 日本青年会議所北陸信越地区協議会との連携を取るものとする。

２．災害対策副本部長は、新潟ブロック協議会副会長及び当該被災地を含むエリア内のＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長が務めることとする。

（１）災害対策本部長を補佐し、積極的に被災地の支援を推進することとする。

（２）ブロック会長が被災した時、災害対策本部長の代行を務めることとする。

３．災害対策本部長補佐は、監査担当役員もしくは直前ブロック会長が務めることとする。

（１）災害対策本部長補佐は、災害対策本部長の相談役として、支援に関する助言を行うものとする。

４．総務担当責任者は、運営専務が務めることとする。

（１）総務担当責任者は、災害対策本部事務局内の総合調整を行うものとする。

（２）総務担当責任者はＪＣ関係（県内ＬＯＭ、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区協議会）との連絡・調整を行うものとする。

５．財政支援担当責任者は、財政局長が務めることとする。

（１）財政支援担当責任者は、金銭的な支出管理、義援金の収集管理を行うものとする。

６．渉外担当責任者は、事務局長が務めることとする。

（１）渉外担当責任者は、対外的な団体（社会福祉協議会・ＮＰＯ団体・行政等）との連絡・調整をするものとする。

７．情報発信担当責任者は、委員長が務めることとする。

（１）情報発信担当責任者は、被災地の情報を新潟ブロック協議会のホームページ・携帯専用ページから発信するものとする。

８．人的支援担当責任者は、委員長が務めることとする。

（１）人的支援担当責任者は、人的支援の調整を行うものとする。

９．物的支援担当責任者は、委員長が務めることとする。

（１）物的支援担当責任者は、物的支援の調整を行うものとする。

第９条（災害対策本部事務局）

１．災害対策本部事務局は、新潟ブロック協議会事務局内に置く。また新潟ブロック協議会事務局長と同事務局員はそれぞれ災害対策本部事務局長と同事務局員を兼任する。ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク担当委員会が存する場合には、連携して職務にあたるものとする。

２．新潟ブロック協議会事務局が役割を遂行することが困難な場合には、災害対策本部長と協議の上、適切な場所に事務局を設ける。

第１０条（解散）

災害対策本部長は本部役員と協議の上、目的達成と判断された場合、または解散を必要とする場合、新潟ブロック協議会役員会議の承認を得て災害対策本部を解散することができる。但し、被災状況により災害対策本部の継続が必要とされる場合、第５条の役員の任期にかかわらず継続して災害対策本部を設置することができる。

第１１条（継続）

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークは公益社団法人日本青年会議所 北陸信越地区新潟ブロック協議会が存在する限り、継続するものとする。

第１２条（改訂）

本規程は、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会の規程に基づき新潟ブロック協議会会員会議所会議の審議承認により、改訂することができる。

（付則）２０１０年２月２７日施行
２０１０年１２月１４日改訂
※２０１１年１月１日より施行

２０１１年度
公益社団法人 日本青年会議所
北陸信越地区
新潟ブロック協議会

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク
「災害時における救援相互運営規程」

災害対策本部運用細則

※ご注意
このマニュアルは、２０１１年1月1日制定の公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会　ＪＣ新潟ブロックにおける災害支援ネットワーク「災害時における救援相互運営規程」に基づき、災害発生時でのＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークにおける災害対策本部の運用方法を具体的に記した細則です。

１．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク

■概要

◎ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークは青年会議所のネットワークを最大限に生かし、災害発生当初から活動がはじまり、被災者の生活を守り、支援する活動が主体となります。

◎災害対策本部の設置場所は原則として当該年度の新潟ブロック協議会事務局に設置されます。また、現地対策本部は被災地もしくは近隣地域に設置され、活動の拠点になります。ただし、被災の状況に応じて現地対策本部を移転する場合もあります。

◎新潟ブロック協議会内で災害等(※1)が発生した場合、新潟ブロック協議会会長と副会長(※2)が協議の上、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークが発動され、災害対策本部が設置されます。なお、被災地での被災地ＬＯＭによる現地対策本部が設立されない場合は、災害対策本部が現地対策本部を設置します。

◎災害対策本部の立ち上げ・運営は規定に基づきＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク役員、事務局員及び担当委員会が主体となって行います。

◎現地対策本部では、青年会議所メンバーと関係諸団体・災害ボランティア等が協力・協働します。

◎現地対策本部は被災地や被災者の現状を災害対策本部に報告し、災害対策本部は多様な依頼や要請と集まってくる支援情報を円滑に調整し支援活動をコーディネートすることが役割です。

◎平時より、ブロック協議会のホームページの作成には、支援要請を受け付けるプログラムを設置します。

◎当該年度の前年度に、新潟ブロック会員会議所の担当者を特定し、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークメーリングリストを作成します。

※1 災害等：自然災害や人的災害などを表します。その他、地域で解決できない被害もこれに含まれます。

※2 災害協定担当委員会を担当する副会長を最優先とする。また、その副会長が不在若しくは連絡ができない場合は、会長の判断の基、被災地から近いエリア担当の副会長を優先的に選出する事とする。

２．災害発生：ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害対策本部　設置までの流れ

■災害対策本部の設置

①災害等が発生したときは、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク会長（新潟ブロック協議会会長）は、被災地ＬＯＭ理事長（被災地ＬＯＭ理事長が不在若しくは連絡ができない場合は、当該被災地を含むエリア内のＬＯＭ理事長）より被災状況及び支援の要否を聴取し、新潟ブロック協議会役員と協議の上で、必要と認めた場合には災害対策本部を設置します。

②ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害対策本部設置決定後は、直ちにＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害対策本部事務局の立ち上げを行います。

③災害対策本部長は、新潟ブロック協議会委員長の中から、情報発信担当責任者、人的支援担当責任者並びに物的支援担当責任者を任命します。

④災害対策本部長は、被災地ＬＯＭ理事長（被災地ＬＯＭ理事長が不在若しくは連絡ができない場合は、当該被災地を含むエリア内のＬＯＭ理事長）から、当該ＬＯＭにおける災害対応への取り組み状況並びに当該ＬＯＭの現地対策本部に関する情報を聴取し、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害対策本部との連携を図ります。

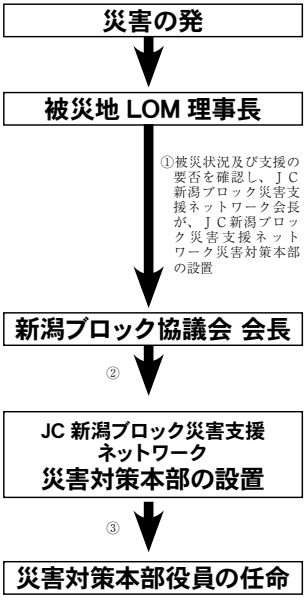

⑤災害対策本部長は、被災地ＬＯＭにおける現地対

策本部の責任者並びに連絡担当者を特定し、災害支援におけるＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害対策本部と被災地ＬＯＭの現地対策本部との連携を図ります。

３．ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク災害発生時の組織について

１）ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク組織図

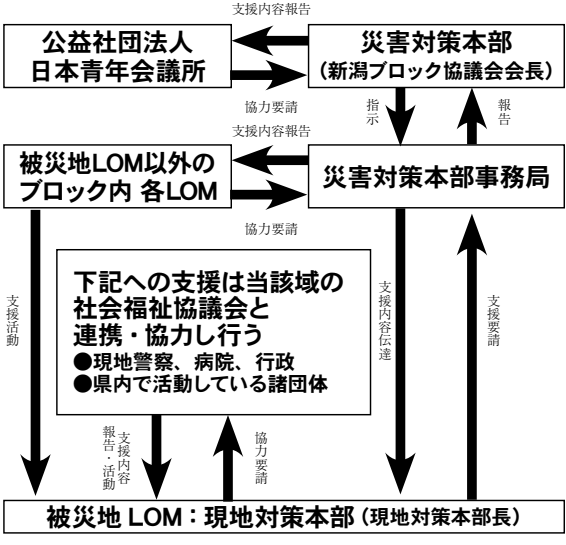

■災害対策本部の主な役割

●被災地域、被災者の状況やニーズの情報収集

●社会福祉協議会を通じて、警察、病院、行政、諸団体への協力要請及び支援内容の把握。

●新潟ブロック内外関係諸団体との連絡調整及び事務手続き

●新潟ブロック内外各ＬＯＭが行う支援活動の把握

●新潟ブロック内被災地以外のＬＯＭ、災害に対して活動しているＮＰＯ等への協力要請及び支援内容の把握

２)災害対策本部の立ち上げ及びその活動

①災害対策本部の立ち上げ

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク発動後、新潟ブロック協議会会長は災害対策本部長に就任し、直ちに災害対策本部事務局を立ち上げます。

②災害対策本部の準備事項と活動

災害対策本部

情報ルートの確保

⇩

新潟ブロックＨＰにＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク情報受発信の掲示板を立ち上げます。

⇩

新潟ブロック協議会内のＬＯＭにＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク発動の報告を各代表者にメールします。

⇩

現地対策本部と連絡を取り、被災状況を把握し被災地で必要とされる人的・物的・経済的支援の内容を明確にします。

⇩

被災地ＬＯＭ以外の地域で地理的要素等を考慮し、各ＬＯＭ理事長と協議の上、支援担当を決定します。

⇩

支援要請後、各ＬＯＭから支援の申し出が来るまでに下記の内容を災害対策本部が明確にします。

◎人的支援　・技術職の確保
　　・受け入れ態勢の有無
　　・被災地までの交通手段の確保
　　・備品情報
　　・ボランティア保険の必要性

◎物的支援　・現地受入れ窓口の有無
　　・輸送手段の確保
　　・ニーズへの適合性

◎経済的支援　・銀行口座の開設指示
　　・募金方法

被災地ＬＯＭ以外の全ての支援窓口は災害対策本部が行います。

⇩

各ＬＯＭ理事長の要請後、支援内容が不足と判断した場合、本部長と副本部長が協議し他のブロック協議会への要請依頼を行うこともあります。

現地対策本部

～活動（例）～

近隣ＬＯＭと連携し人員の確保と通信網の確立を行います。

⇩

現地の社会福祉協議会と連携し本部事務所またはボランティアセンターの立ち上げを行います。また、本部事務所またはボランティアセンター内にＪＣ専用の支援窓口も設置します。立ち上げ後は直ちに通信機器の確保を行います。

⇩

様々な支援を受入れる為に、被災地や避難所までの交通手段を確保します。

⇩

被災状況や被災地のニーズを把握整理し、取りまとめた上で、災害対策本部に要請します。また、様々な支援が円滑に被災地に反映出来る様に支援受入時の役割分担の明確化も重要です。

◎災害対策本部及び公的機関（※）に支援要請を行う場合、下記の様な考えられる支援受け担当窓口及び役割分担を明確にします。

①公的機関（※）担当
②メディア担当
③ボランティア担当

受入れ窓口担当：ボランティア保険加入手続き
人的支援担当　：ボランティアの送迎及び
　　被災地までの配車手配
物的支援担当　：物資管理及び管理場所の確保

⇩

被災状況及び被災地からに支援情報を常に把握整理し、災害対策本部と情報の共有化に努めます。

※公的機関･･･警察・病院・行政をいいます。

４．被災地の情報収集から支援実施までの流れ

①現地対策本部：被災地の状況や被災地・避難所からの必要となる支援の要請を現地対策本部が取りまとめます。

②現地対策本部：災害対策本部にメール・電話・ＦＡＸにて随時報告します。

③ **災害対策本部**：現地対策本部からの被災地の状況や支援要請を受けて各ＬＯＭ理事長と協議の上、地理的要素や様々な要素を考慮し担当エリアを決めてＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークホームページの掲示板に支援要請情報を掲示します。その際、「支援者希望者・支援ＬＯＭに対する周知事項」を作成し、支援希望者・支援ＬＯＭへの情報提供をしてください。（参考資料１）

④支援希望者：ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークホームページにて被災地からの要請を確認し、自分たちで出来る支援内容についてＬＯＭを通してＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークホームページより申し込みを行います。

⑤ **災害対策本部**：人的・物的支援を問わず支援方法や支援内容の詳細を支援希望者と打ち合わせします。これは現地での混乱を回避する為に大変重要な打ち合わせとなります。

⑥ **災害対策本部**：支援希望者からの支援内容を現地対策本部と協議し支援を決定します。この時に、搬送ルートなどを希望者に知らせます。また、決定した日時や内容に基づき、現地対策本部は支援の受け入れ準備を行います。

⑦現地対策本部：支援希望者の受け入れを行い、現地諸団体と共に物資やボランティアの対応を行います。支援希望者は事前に決定した日時や内容に基づき支援活動に入ります。

※支援希望者は突然の理由により支援が変更となった場合は必ず事前に現地対策本部まで連絡します。

⑧支援希望者：支援希望者は支援活動後、必ず災害対策本部に支援内容の報告を行います。

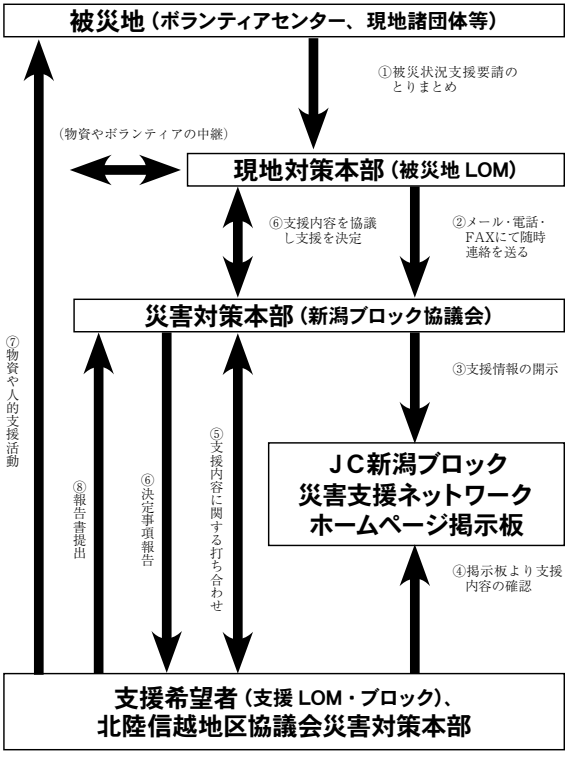

５．解散

災害時における救援相互運営規定に基づき目的が達成と判断された場合、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークを解散します。ただし、災害発生が年度の終盤で、年をまたいで復旧しなくてはいけない場合は、ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークは継続して設置することができます。

６．システムの引継ぎ

年度切替えにおける引継ぎについては、当該年度担当委員長（担当議長）と次年度担当委員長（担当議長）がシステムの引継ぎを行います。システム上の引継ぎはホームページ管理者同士のシステム全体の引継ぎを行い、①ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク設立要請の受付アドレス、②申請受付アドレス、③支援情報受付アドレスの３点を変更しなければなりません。

２０１０年６月２６日制定
編集：２０１０年度 社団法人 日本青年会議所
北陸信越地区新潟ブロック協議会 新潟公民意識醸成委員会

２０１０年１２月１４日改訂
２０１１年　１月　１日 施行
編集：２０１１年度　公益社団法人日本青年会議所
北陸信越地区新潟ブロック協議会　NIIGATA　Citizen委員会

支援者希望者・支援ＬＯＭに対する周知事項（例）

【支援参加の手順】

①災害対策本部設立後、各ＬＯＭ代表者にＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク発動の報告メールが届きます。

②ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワーク掲示板を確認し支援を行う意思がある場合は掲示板に書き込みを行います。

●書き込み事項：ＬＯＭ名、担当者名、連絡先、支援可能な事項（技術者の有無等）、支援実施予定日時等

③災害対策本部より担当者宛てに支援の内容等について確認の連絡が入ります。

④上記③にて確認した事項について災害対策本部と現地対策本部が協議し、その結果を担当者に報告します。報告内容で問題がなければ、支援の最終意思を災害対策本部に伝えてください。

⑤　～　支援実施　～

⑥支援活動終了後は必ず災害対策本部へ報告をしてください。
(報告事項：実施日時、人数、作業内容、気づいた点等)

【支援に際しての注意事項】

◎人的支援

・現地に入るまでの交通手段の確認をしてください。

・作業内容に準じた服装で現地に入ってください。

・持ち込み機材及び食材等の管理。特に食材を持ち込む場合は、衛生管理と共に使用した食材の持ち帰りを徹底してお願いします。

※機材の紛失、盗難等の責任は一切負いませんので、各自で管理して下さい。

・現地到着後、必ず現地対策本部に登録をお願い致します。同時にボランティア保険の加入もお願いします。

・現地作業終了は、必ず現地対策本部への報告を行ってください。

◎物的支援

・食材（消費、賞味期限のある物）等の支援はできません。食べ物等の支援をおこなう場合は、炊き出しとして現地にて作業を行ってください。

・物資搬入先の確認をしてください。

・物資の内容と数量を必ず明記してください。

2011年度　災害発生時役割　担当一覧（基本）

2011年度1月1日施行「災害時における救援相互運営規程」において、当該年度役員の任期である2011年1月1日から12月31日までは以下のように担当（基本）を決定する。

なお、新潟ブロック協議会はNBC、JC新潟ブロック災害支援ネットワークは災害ネットワークと表記する。

①災害発生時

ＪＣ新潟ブロック災害支援ネットワークの発動における協議

○NBC　会長　内山 勇人（上越JC）

<業務遂行困難時の代行>⇒副会長　高取　成基（加茂JC）

○NBC　副会長　高取　成基（加茂JC）

<不通、業務遂行困難時>⇒被災地から近く業務遂行可能なエリア担当副会長

②ネットワーク

役員一覧、及び代行者

○災害ネットワーク会長＝NBC　会長　内山 勇人（上越JC）

<業務遂行困難時の代行>⇒副会長　高取　成基（加茂JC）

○災害ネットワーク副会長＝会長の判断の下、被災地から近く業務遂行可能なNBC内のLOM理事長、およびエリア担当のNBC副会長を優先的に必要に応じた人数を選出する事とする。

○災害ネットワーク事務局長＝

新潟ブロック協議会　事務局長　市川　裕光（上越JC）

<不通、業務遂行困難時>⇒会長の判断の下、被災地から近く業務遂行可能なエリア担当副会長の所属するLOM

③災害対策本部　　役員一覧、及び代行者

○災害対策本部長＝NBC　会長　内山 勇人（上越JC）

<業務遂行困難時の代行>⇒　災害対策本部長補佐

○災害対策副本部長＝NBC　副会長　高取　成基（加茂JC）
＝当該被災地を含むエリアのJC新潟ブロック災害支援ネットワーク副会長
<不通、業務遂行困難時>⇒被災地から近く業務遂行可能なエリア担当副会長、及び被災地から近く業務遂行可能なネットワーク副会長

○災害対策本部長補佐＝被災地から近く業務遂行可能な監査担当役員、もしくはNBC直前会長 丸山　信彦（加茂JC）
<不通、業務遂行困難時> ⇒被災地から近く業務遂行可能な監査担当役員から

○総務担当責任者＝NBC　運営専務　横田　克彦（上越JC）
○財政支援担当責任者＝NBC　財政局長　竹越　弘至（上越JC）
○渉外担当責任者＝NBC　事務局長　市川　裕光（上越JC）
○情報発信担当責任者＝会長の判断の下、被災地から一番目に近く業務遂行可能なNBC　委員長
○人的支援担当責任者＝会長の判断の下、被災地から二番目に近く業務遂行可能なNBC　委員長
○物的支援担当責任者＝会長の判断の下、被災地から三番目に近く業務遂行可能なNBC　委員長
上記６責任者
<不通、業務遂行困難時>⇒会長の判断の下、災害ネットワーク役員、及び災害対策本部役員に任命されていず、被災地から近く業務遂行可能でNBC副会長、及び委員長

会員のために
（ＪＣ用語説明）

JC
JUNIOR CHAMBAR の頭文字を取ったもので青年会議所の意。

JAYCEE
青年会議所会員個々人のこと。

JCI
JAYCEES INTERNATIONAL の頭文字をとったもので、国際青年会議所の意。各国青年会議所の連絡・統合・調整機関で、本部はアメリカ・マイアミ州のセントルイスにある。

NOM（ノム）
NATIONAL ORGANIZATION MEMBAR の頭文字をとったもので、国家青年会議所の意。例えば、日本青年会議所は、国際青年会議所の中の1 NOM（国家青年会議所）である。

LOM（ロム）
LOCAL ORGANIZATION MEMBARの頭文字をとったもので、国家青年会議所の中に属する各地青年会議所の意。
現在、日本青年会議所の中には743LOM（各地青年会議所）がある。

地区協議会「DOM ＝ドム」
日本青年会議所としての事業計画・方針などを各ブロック及び各地青年会議所に伝達浸透させ、また一方では、各地青年会議所の事業活動・意見などを日本青年会議所に報告連絡する為の機関である。
現在、日本青年会議所は 10 区分されており、10 の地区協議会がある。尚、主な事業としては、各地区大会の主催がある。

ブロック協議会「BOM ＝ボム」

日本青年会議所及び地区協議会としての事業計画・方針などを各地青年会議所に伝達浸透させ、また一方では、各地青年会議所の事業活動・意見などを、日本青年会議所及び地区協議会に報告連絡する為の機関である。
現在、日本青年会議所には 50 ブロック協議会があり、主な事業としては、会員大会の主催がある。

JC デー
日本において最初に青年会議所運動が開始された 1949 年 9 月 3 日を記念して、毎年 9 月 3 日を JC デーと称している。

スポンサー JC
青年会議所未設立の地域の青年有志に働きかけ、設立を指導援護する青年会議所のこと。

シスター JC
国際青年会議所に加盟している国家青年会議所及び市単位、県単位又は各地青年会議所の相互間の親善と友好のために、相互の交流を行う締結関係を結んだ青年会議所のことで、姉妹ＪＣともいう。

京都会議
日本 JC が毎年 1 月に、京都国際会議場で行う会議のこと。
年度の事業計画・予算の決定・事務引き継ぎ等が行われる。

直前会頭・直前理事長
単年度制をとっている JC では、日本青年会議所前年度会頭を直前会頭、LOM の前年度理事長を直前理事長と称している。地区・ブロックでは、直前会長と呼ぶ。

シニアクラブ
日本 JC シニアクラブは、JC 卒業生同総会として相互の親睦を図るとともに、現役活動を陰ながら援助しようという目的で 1960 年に設立された。JC 卒業生なら誰でも入会出来る。

業種別部会
同業種に従事する会員の集いで、JC 運動を縦軸とした場合、横軸として意義づけられている。現在、31 の業種別部会がある。

出向者
各地青年会議所より国際青年会議所・日本青年会議所・地区協議会・ブロック協議会へ役員や委員として出ていくメンバーのこと。

セミナー
大学の教育方法の一つ。講師の指導のもとに参加者が集って、討議して進める共同研究のことで、ゼミナールともいう。

シンポジウム
語源はギリシャ語といわれ、親しい者同士がなごやかに食事をする意である。ある大きなテーマを中心に多くの報告者によって各々の立場から関連したことが講演形式によって述べられる。この特徴は、討論のないことと、あらゆる立場からテーマについて浮き彫りにされるということである。討論は行われないが、各報告に対する質問は許される。

パネルディスカッション
パネリストによる密度の高い座談会議である。多くの者が全員討議するかわりに数名のメンバーを選んでそのメンバー間で自由に討論してもらう形式である。

コロッキー
パネルディスカッションと同様の形式による会議法で、途中専門家が追加出席して意見を述べ、討論が一方的な方向へ行かない様にコントロール出来る。

バズセッション
討論方法である。まず皆が発言出来るような小グループに分け、ここで個人個人の意見を自由に表現させ、その意見を調整し、持ちより、全員参加の総会を開く。即ち全員に発言を許し、会議の結論に貢献させる方便として考えられた。この小グループによる話し合いの課程をバズセッションという。

ブレーンストーミング
皆が集まって、あらかじめ議題を定めず、何人にも拘束されずに自由に自己の創造的アイディアを思いつくままに出していき、集団の集中的ディスカッションによって良い考えを発見・発展させようとする方法。（集団的創造力開発の方法）

フィリップ 66 方式
バズ方式に似たもので、多人数の場合小グループ（６人）に分け、６分間という時間を定めて短時間に集中的に各グループが会議を行う方式のこと。66式討議ともいう。

ＫＪ法
川喜田二郎氏によって開発された創造力開発の手法。紙切れ法とも呼ばれ、本調査に関連があるかいなかの判断をしないで、ひたすら情報をカード化し、その後に、ある一定の方法でこれを組み立てて判断するという手法。例えば、グループごとに話し合い、全体会議で発表しまとめていく。

ロバート議事法
ロバート・ルールズ・オブ・オーダー。多数者の権利・少数者の権利・個人の権利・不在者の権利の４つの権利を基本的な原則として行う会議運営の方法。これは国連をはじめ、世界各国で採用され、国際青年会議所・日本青年会議所でも正式に採用される。

コーディネイター
会議の際に、それまで出された意見を集約、調整し、会議を進行させる担当者。

アドバイザー
パネルディスカッションなどの討議会の時に、会議を進行させる為に助言を行う講師のこと。

パネリスト
パネルディスカッションを行う時に、各分野から出席する数名の意見発表者のこと。

CD(Community Development)
コミュニティ・ディベロップメントの略で社会開発のこと。

LD(Leadership Development)
リーダーシップ・ディベロップメントの略で指導力開発のこと。

MD(Management Development)
マネージメント・ディベロップメントの略で経営開発のこと。

AOY(Accent On Youth)
アクセント・オン・ユースの略で、青少年開発のこと。その地域社会に住む青年を参加させて、地域社会の開発の為により良き道を見出すよう青年達を助ける方法を提供するプログラムである。1970 年にダブリン世界会議でカテゴリー（主要事業）No. 1 プログラムに採択された。

三分間スピーチ
LD 手法の一つで、電話一通話の時間内即ち三分間で自己紹介から始まり、テーマにそったスピーチを完了させる方法。

青年経済人会議 (サマーコンファレンス)
企業人たる JC 会員を青年経済人と称し、経済・経営の諸問題について検討・研究したり、講演会・セミナー等の開催や情報交換をする会議のこと。

チャーターメンバー
各地青年会議所が設立された時に入会した初代会員の呼称。

スリーピングメンバー
資格を持ち、活動が義務づけられているにもかかわらず、その活動及び例会・総会などにも積極的に参加しない会員のこと。

アクティブメンバー
スリーピングメンバーの反対の意。全体の中の個人･個人であっての集団であることの自覚を持ち、そして責任を果たし、社会開発と自己開発に挑戦し、活発に行動する会員のこと。

ガイダンスメンバー
オリエンテーション、委員会等でガイダンス勉強期間中の新入会員の呼称。

アテンダンス
総会・例会・各会合に出席することをいう。そして出席の証しをアテンダンスカードと呼ぶ。

エントリー
各 LOM が褒賞獲得の為に、又は大会誘致等々の為に立候補申請すること。

アジェンダ
理事会や委員会等を運営する時の式次第のこと。

マニュアル
手引き書のことで、日本 JC には組織に関するもの、運営に関するもの、事業に関するもの等多くのマニュアルを持っている。

2 0 1 1

1

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

3

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31